熊谷市下水道事業経営戦略(改定版)
(公共下水道事業・農業集落排水事業)
(案)

【計画期間　令和 8～17 年度】

令和 8 年 3 月

埼玉県 熊谷市

（このページは白紙です）

熊谷市下水道事業経営戦略（改定版）　目次

第１章 経営戦略の策定について …… 1
1-1. 経営戦略策定の目的 …… 1
1-2. 経営戦略の位置付け …… 1
1-3. 計画期間 …… 1
1-4. 改定のポイント …… 1
1-5. 下水道事業会計の仕組み …… 2
第２章 下水道事業の現況 …… 3
2-1. 下水道事業の概要 …… 3
2-2. 下水道施設整備の現況 …… 7
2-3. 下水道事業会計の現況 …… 9
2-4. 下水道使用料体系の現況 …… 11
2-5. 民間活用の現況 …… 11
2-6. 組織体制の現況 …… 12
2-7. 下水道経営の現況 …… 13
第３章 将来の事業環境 …… 16
3-1. 行政区域内人口の見通し …… 16
3-2. 下水道有収水量の見通し …… 16
3-3. 使用料収入の見通し …… 17
3-4. 施設の見通し …… 17
3-5. 組織の見通し …… 18
3-6. 建設工事環境の見通し …… 19
3-7. 長期貸付利率の見通し …… 19
3-8. 下水道事業の課題 …… 19
第４章 経営の基本方針 …… 20
4-1. 基本方針 …… 20
4-2. 基本施策 …… 20
4-3. 経営戦略の中間評価 …… 20
第５章 今後の主要な取組 …… 21
【施策 1】 公共下水道事業における管路施設整備の推進 …… 21
【施策 2】 農業集落排水施設の効率的な管理 …… 22
【施策 3】 老朽化対策の推進 …… 23
【施策 4】 耐震化の推進 …… 24
【施策 5】 官民連携の推進 …… 25
【施策 6】 適正な使用料水準の検討 …… 25
【施策 7】 企業債償還方法の見直し …… 26
第６章 投資・財政計画(収支計画) …… 27
6-1. 投資計画 …… 27
6-2. 財源計画 …… 28
6-3. 投資以外の経費 …… 28
6-4. 物価上昇について …… 29
6-5. 投資・財政計画の策定 …… 29
第７章 経営戦略の進捗確認と改定の方針 …… 33
【別紙 1】経費回収率の向上に向けたロードマップ(公共下水道事業) …… 34
【別紙 2】原価計算表 …… 35
【別紙 3】投資・財政計画 (公共下水道事業) …… 36
【別紙 4】投資・財政計画 (農業集落排水事業) …… 40

（このページは白紙です）

第1章　経営戦略の策定について

1-1. 経営戦略策定の目的

下水道事業をはじめとする地方公営企業の経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増加など厳しさを増しています。

このような背景のなか、本市では令和３年３月に公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として「熊谷市公共下水道事業経営戦略」を策定するとともに、令和４年３月には「熊谷市農業集落排水事業経営戦略」を策定しています。

その後、総務省通知※1において令和７年度までに経営戦略の見直しが求められていることから、経営基盤の強化と財政マネジメントの更なる向上を目的として当初計画を改定します。

なお、令和５年４月に農業集落排水事業に地方公営企業法※2を適用したことを踏まえ、本計画では「熊谷市公共下水道事業経営戦略」と「熊谷市農業集落排水事業経営戦略」を統合し、「熊谷市下水道事業経営戦略」として一本化を図ります。

表１　熊谷市下水道経営戦略の経緯

区分	計画期間	策定時期
【当初計画】公共下水道事業経営戦略	令和３～12年度(10年間)	令和３年３月
【当初計画】農業集落排水事業経営戦略	令和４～13年度(10年間)	令和４年３月
【改定版】下水道事業経営戦略(公共下水道＋農業集落排水)	令和８～17年度(10年間)	令和８年３月

1-2. 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、「第２次熊谷市総合振興計画」、「第３期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」を上位計画とし、「公共下水道事業計画」や「下水道ストックマネジメント計画」等の各種計画との整合を図りながら、下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置付けます。

1-3. 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、本経営戦略の計画期間は令和８年度から令和17年度までの10年間とします。

1-4. 改定のポイント

経営戦略改定にあたってのポイントは以下のとおりです。

＜経営戦略改定のポイント＞
①「熊谷市公共下水道事業経営戦略」と「熊谷市農業集落排水事業経営戦略」を統合し、「熊谷市下水道事業経営戦略」として一本化
②「第３期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」(令和７年３月)に示された人口の将来展望を投資・財政計画に反映
③下水道ストックマネジメント計画等の更新計画を投資・財政計画に反映
④令和５年度に実施した下水道使用料改定の影響を投資・財政計画に反映
⑤近年の物価上昇の傾向を投資・財政計画に反映
⑥「経費回収率の向上に向けたロードマップ」※3を改定

※1「「経営戦略」の改定推進について」（令和４年１月25日 総財公第６号、総財営第１号、総財準第２号）
※2 財政マネジメントの強化のため、官庁会計方式から公営企業会計方式への移行を目的としたもの。本市公共下水道事業は、農業集落排水事業に先行して平成31年４月に地方公営企業法を適用している。
※3 今後10年程度での段階的な使用料の適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載したもの。「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和７年４月１日 国水下事第65号)において経営戦略に記載することが求められている。

1-5. 下水道事業会計の仕組み

(1)収益的収支と資本的収支

下水道事業会計は地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分されます。収益的収支は、主に下水道施設の維持管理を行うための収入・支出です。一方、資本的収支は、下水道施設の整備や更新を行うための収入・支出です。

資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなることが一般的です。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。補填財源の主なものとして損益勘定留保資金(減価償却費等の非現金支出により留保される資金)があります。

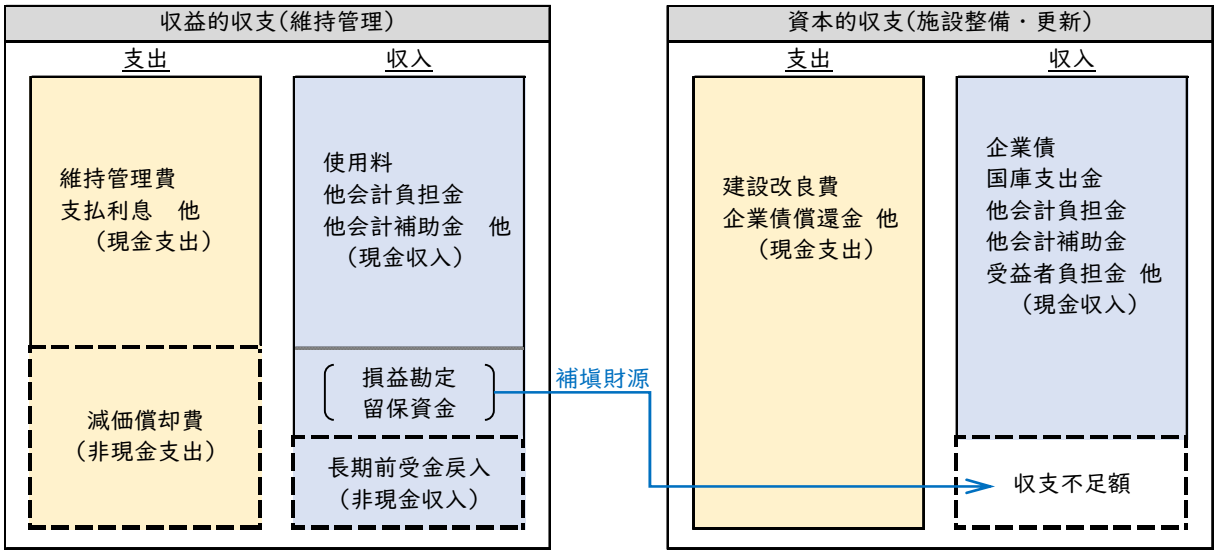

図1　下水道事業会計のイメージ

(2)経費負担区分

下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、汚水処理に要する経費は使用料によって賄うべきものとされます。

ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い「分流式下水道に要する経費」等は、公的な便益も認められることから公費(他会計負担金)により負担します。

(3)他会計からの繰入

他会計(一般会計)から下水道事業への繰入は、負担金と補助金に区分されます。このうち、負担金(基準内繰入)は総務省通知※4に基づき、公的な便益が認められる経費に対して繰り入れるものです。

一方、収支不足に対する補填等の総務省通知に基づかない繰入は、補助金(基準外繰入)として取り扱います。

(4)経費回収率

下水道事業の経営状況を評価する指標として経費回収率があります。経費回収率は、汚水処理に要する費用をどの程度使用料収入で賄えているかを表すもので、「汚水私費」の原則に基づき100%にすることが望ましいとされます。

経費回収率が100%に満たない場合には、経費の削減や使用料の改定等により経営状況を改善する必要があります。

※4　「令和7年度の地方公営企業繰出金について」(令和7年4月1日 総財公第28号)

第2章　下水道事業の現況

2-1. 下水道事業の概要

本市では下水道事業として、公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 事業を実施しています。

(1)公共下水道事業の概要

公共下水道は、主に市街地における下水の処理を目的として整備されるものです。

旧熊谷市の公共下水道事業は、旧市街地の下水排除を目的として昭和 31 年 11 月に建設に着手し、昭和 43 年 4 月に供用を開始しました。その後、昭和 46 年 4 月に荒川左岸北部流域下水道(5 市 1 町)が埼玉県の事業として発足したことにより、流域関連公共下水道※5として昭和 48 年 5 月に当初事業認可を取得し、昭和 56 年 4 月に供用を開始しています。

旧妻沼町においては平成 8 年 1 月に当初事業認可を取得し、平成 13 年 4 月に一部区域の供用を開始しています。

(2)農業集落排水事業の概要

農業集落排水は農業振興地域内の集落を対象とし、生活環境の改善を目的として整備されるものです。本市では、市内 17 地区(熊谷 2 地区、妻沼 3 地区、江南 12 地区)で農業集落排水事業を実施しています。なお、今後は事業の効率化を目的とし、処理施設の統廃合を予定しています。

表 2　本市下水道事業の概要(令和 7 年 3 月末時点)

項目		公共下水道事業	農業集落排水事業
処理区数 地区数		2 処理区 (熊谷公共下水道　　1 処理区) (妻沼公共下水道　　1 処理区)	17 地区
供用開始年月		熊谷公共下水道　昭和 56 年 4 月 妻沼公共下水道　平成 13 年 4 月	表 3 を参照
地方公営企業法 適用年月		平成 31 年 4 月	令和 5 年 4 月
処理区域内人口		96,234 人 (熊谷公共下水道　　91,210 人) (妻沼公共下水道　　5,024 人)	8,782 人
水洗化人口		84,796 人(水洗化率 88.1%) (熊谷公共下水道 81,688 人)(水洗化率 89.6%) (妻沼公共下水道　3,108 人)(水洗化率 61.9%)	7,478 人(水洗化率 85.2%)
施設概要	管路施設	汚水管・合流管　約 487km 雨水管　　約 75km	汚水管　約 122km 雨水管　設置なし
	処理施設	1 箇所 (熊谷公共下水道　　設置なし) (妻沼公共下水道　　1 箇所)	17 箇所
	ポンプ施設	3 箇所 (熊谷公共下水道　　3 箇所) (妻沼公共下水道　　設置なし)	設置なし
	マンホール形式ポンプ場	1 箇所 (熊谷公共下水道　　設置なし) (妻沼公共下水道　　1 箇所)	67 箇所

※5 複数の市町村にまたがり広域的に処理を実施する下水道は流域下水道と呼ばれ、都道府県が設置・管理する。流域下水道に接続する下水道は流域関連公共下水道と呼ばれ、市町村が設置・管理する。熊谷公共下水道は、埼玉県荒川左岸北部流域下水道(元荒川処理区)に接続され、埼玉県の下水処理場(元荒川水循環センター)で汚水処理を実施している。

表３　農業集落排水事業の各地区の概要（令和７年３月末時点）

地区名		供用開始年月	処理区域内人口（人）	水洗化人口（人）
熊谷地区	中条星宮３地区	平成７年７月	374	288
	中条星宮２地区	平成16年７月	494	408
妻沼地区	ハツロ地区	平成９年５月	334	306
	男沼地区	平成13年５月	789	724
	八木田地区	平成19年６月	623	515
江南地区	上新田地区	昭和61年５月	289	274
	柴・千代地区	昭和62年８月	324	227
	千代地区	昭和63年５月	308	176
	樋春地区	平成２年11月	509	486
	板井地区	平成４年２月	805	702
	須賀広地区	平成４年６月	207	178
	塩・船川地区	平成５年８月	217	207
	三本地区	平成６年12月	893	833
	御正坂上地区	平成13年４月	570	401
	小江川地区	平成８年12月	533	518
	御正地区	平成10年４月	928	830
	野原・土塩地区※6	平成25年７月	585	405
		合計	8,782	7,478

(3)汚水処理人口普及率

令和５年度末時点における埼玉県内の汚水処理人口普及率（行政区域内人口に対する汚水処理人口の割合）を図２に示します。

本市の汚水処理人口普及率は令和５年度末時点で79.1%であり、県内の市平均（92.6%）を下回っています。そのため、引き続き汚水処理の普及に向けた取組の推進が必要な状況です。

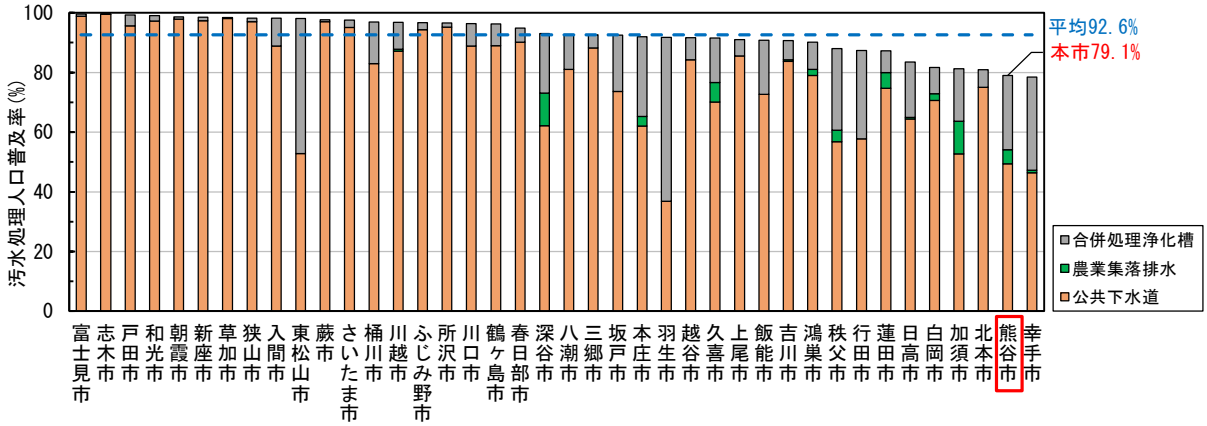

図２　埼玉県内の汚水処理人口普及率（令和５年度末　県内の市のみ表示）

※6 野原・土塩地区は、隣接する比企郡滑川町との「野原・土塩地区農業集落排水処理区域内農業集落排水施設の維持管理に関する協定書」に基づき、共有管路施設、処理施設の維持管理を熊谷市が実施し、また、協定で定める相応の割合に応じて滑川町が負担金を支払うこととしている。

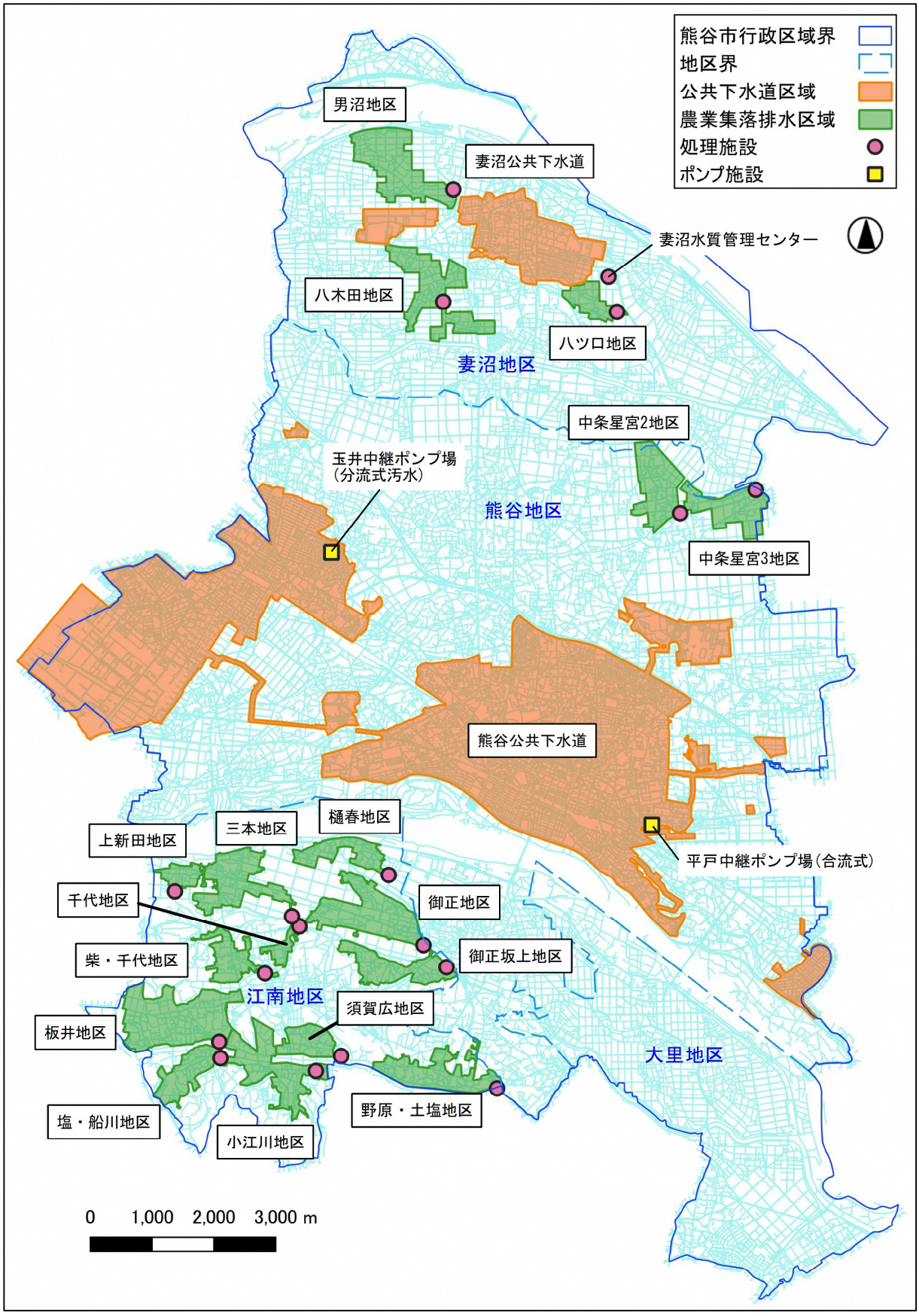

図３　下水道計画区域（汚水計画）

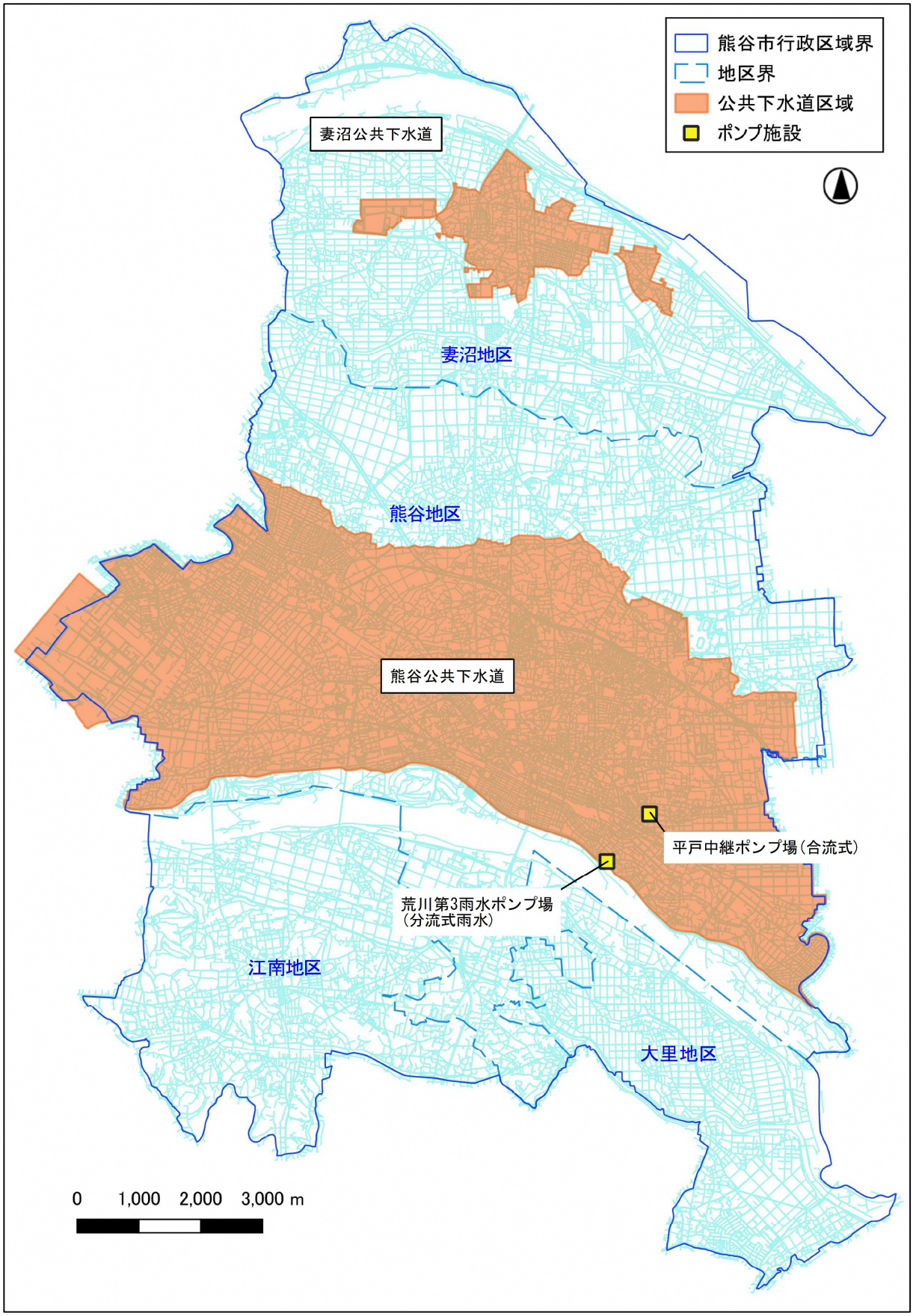

図 4　下水道計画区域（雨水計画）

2-2. 下水道施設整備の現況

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ施設、下水を処理する処理施設で構成されます。

(1)管路施設

管路施設は、下水道管渠、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。住居、商業、工業地域等から排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ施設、処理施設又は放流先河川まで流下させる機能を持ちます。管路施設の整備状況を図 5 に示します。

本市では、昭和 31 年度から管路施設の整備を開始し、令和 6 年度末時点の総延長は約 684km となっています。このうち、昭和 58 年度から平成 13 年度にかけて整備した管路延長は全体の約 65%を占めています。

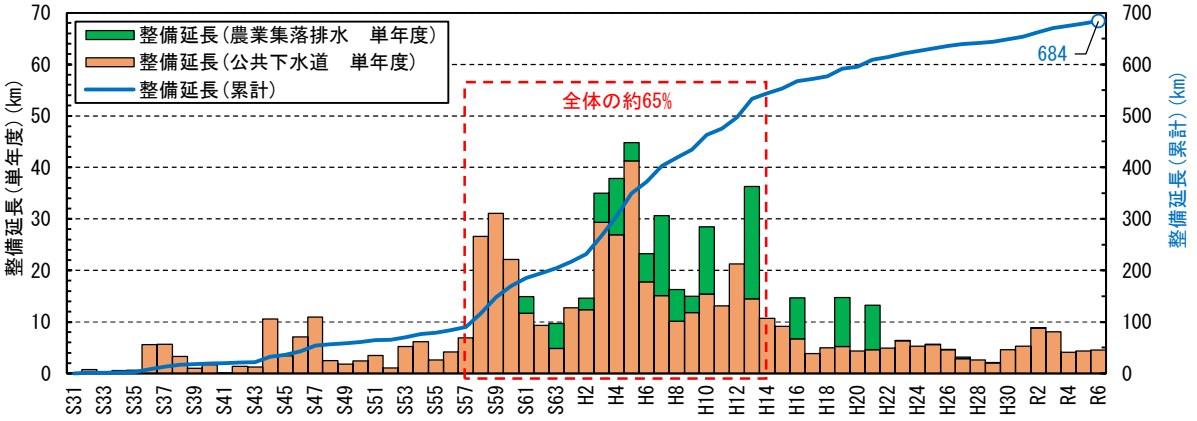

図 5　管路施設(汚水＋合流＋雨水)の整備状況

(2)ポンプ施設

ポンプ施設は、下水道管渠の埋設が著しく深くなる場合や、雨水を公共用水域に自然流下で放流できない場合に設けられる揚水施設です。

本市の公共下水道事業では、表 4 に示す 3 箇所のポンプ施設が整備されています。

表 4　ポンプ施設の概要

事業種別	処理区	種別	施設名	供用開始年月
公共下水道	熊谷公共下水道	分流式汚水中継ポンプ場	玉井中継ポンプ場	昭和 61 年 4 月
		合流式ポンプ場	平戸中継ポンプ場	昭和 48 年 4 月
		分流式雨水ポンプ場	荒川第 3 雨水ポンプ場	昭和 53 年 10 月

(3)マンホール形式ポンプ場

マンホール形式ポンプ場は、下水道管渠の埋設が深くなる場合に設けられる揚水施設であり、下水道のマンホールの中にポンプ設備を組み込んで、道路の下に設置されるものです。

本市では公共下水道事業で 1 箇所、農業集落排水事業で 67 箇所が整備されています。

(4)処理施設

処理施設は、管路施設で収集した汚水を浄化し、河川等へ放流する施設です。

本市の公共下水道事業では、処理施設として妻沼水質管理センターが整備され、平成 13 年 4 月から供用を開始しています。また、農業集落排水事業においては、処理施設は 17 箇所が整備されています。

表 5　処理施設の概要

事業種別		処理区	施設名	供用開始年月	現有処理能力（m^3/日）
公共下水道		妻沼処理区	妻沼水質管理センター	平成 13 年 4 月	2,150
農業集落排水	熊谷地区	中条星宮 3 地区	日向島・八幡地区農業集落排水施設	平成 7 年 7 月	165
		中条星宮 2 地区	中条・川北地区農業集落排水施設	平成 16 年 7 月	251
	妻沼地区	八ツ口地区	八ツ口環境管理センター	平成 9 年 5 月	138
		男沼地区	男沼環境管理センター	平成 13 年 5 月	370
		八木田地区	八木田地区農業集落排水施設	平成 19 年 6 月	243
	江南地区	上新田地区	上新田地区農業集落排水施設	昭和 61 年 5 月	133
		柴・千代地区	柴・千代地区農業集落排水施設	昭和 62 年 8 月	135
		千代地区	千代地区農業集落排水施設	昭和 63 年 5 月	43
		樋春地区	樋春地区農業集落排水施設	平成 2 年 11 月	203
		板井地区	板井地区農業集落排水施設	平成 4 年 2 月	373
		須賀広地区	須賀広地区農業集落排水施設	平成 4 年 6 月	78
		塩・船川地区	塩地区農業集落排水施設	平成 5 年 8 月	135
		三本地区	三本地区農業集落排水施設	平成 6 年 12 月	351
		御正坂上地区	御正坂上地区農業集落排水施設	平成 13 年 4 月	221
		小江川地区	小江川地区農業集落排水施設	平成 8 年 12 月	243
		御正地区	御正地区農業集落排水施設	平成 10 年 4 月	410
		野原・土塩地区	野原・土塩地区農業集落排水施設	平成 25 年 7 月	230

2-3. 下水道事業会計の現況

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。

(1)収益的収支

収益的収支は、施設の運転・維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や他会計からの繰入(負担金、補助金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。

なお、農業集落排水事業においては、他会計からの補助金(基準外繰入)を受けている状況です。

(2)資本的収支

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、企業債、国費(交付金)、他会計負担金、工事負担金、支出には建設改良費や企業債償還金があります。

支出のうち、建設改良費については、企業債、国費(交付金)及び工事負担金等で賄っています。一方、企業債償還金についてはその多くを補填財源により賄っています。なお、令和６年度決算では、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、他会計からの補助金(基準外繰入)は受けていません。

【公共下水道事業】

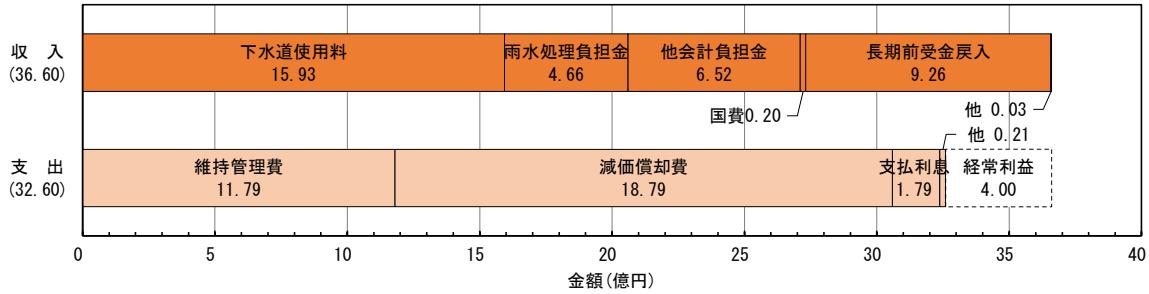

図６　収益的収支(令和６年度決算　税抜)

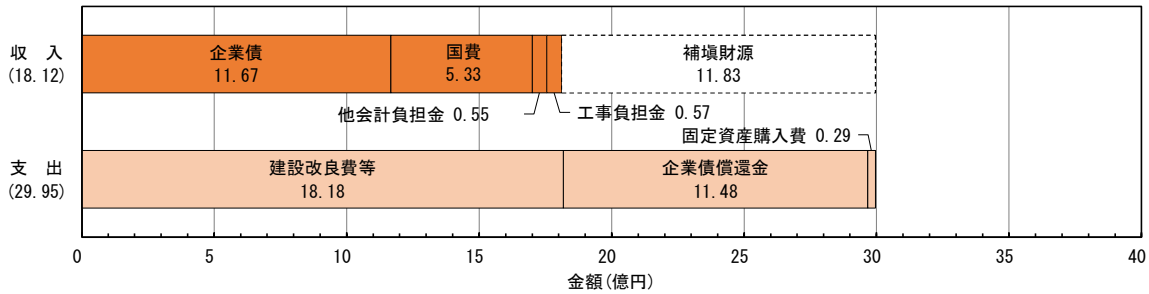

図７　資本的収支(令和６年度決算　税込)

【農業集落排水事業】

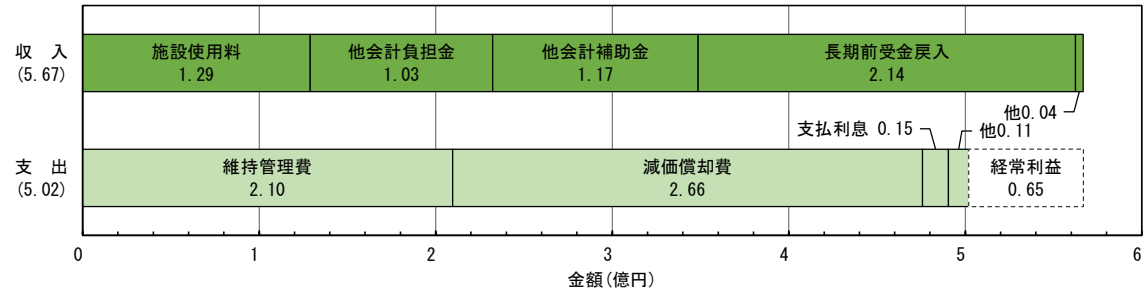

図 8　収益的収支(令和 6 年度決算　税抜)

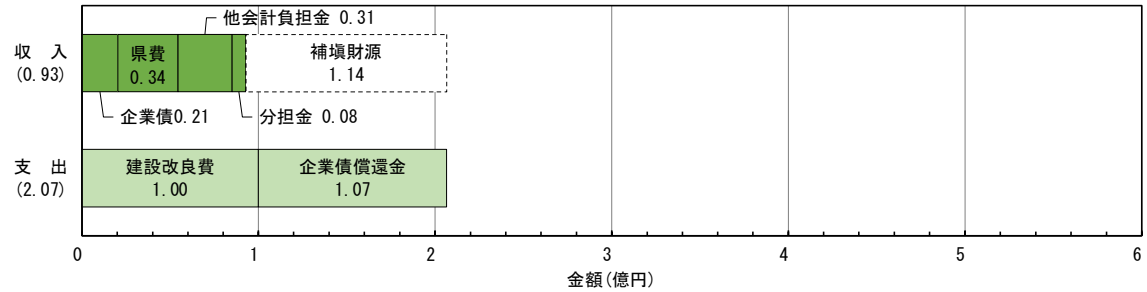

図 9　資本的収支(令和 6 年度決算　税込)

【公共下水道事業＋農業集落排水事業】

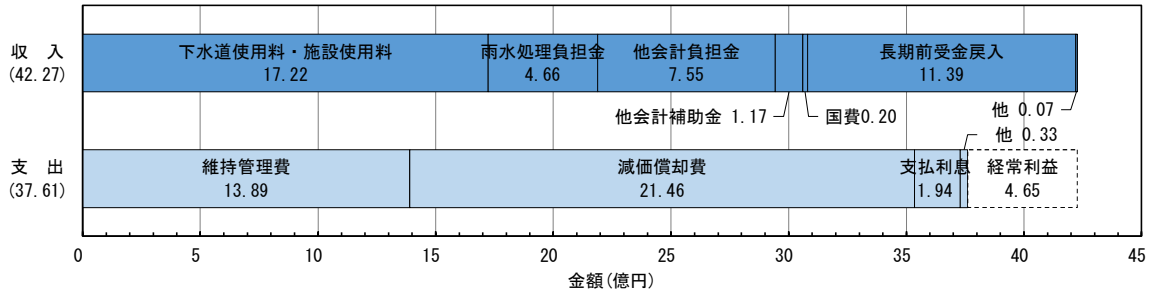

図 10　収益的収支(令和 6 年度決算　税抜)

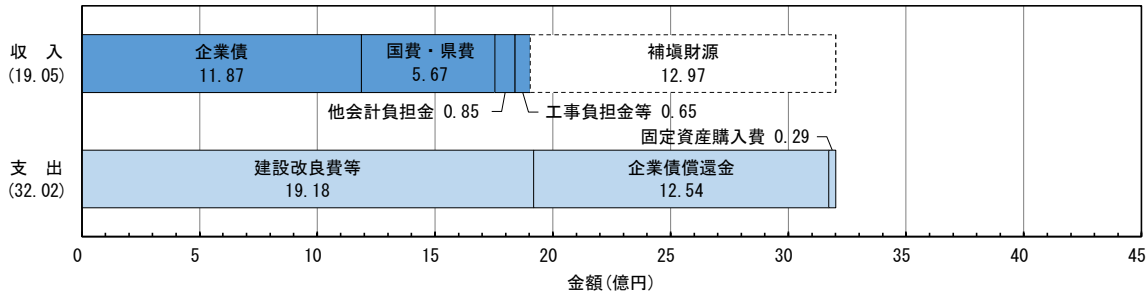

図 11　資本的収支(令和 6 年度決算　税込)

2-4. 下水道使用料体系の現況

(1)公共下水道事業

本市公共下水道事業では、下水道使用者が排水する汚水の用途を「一般用」と「公衆浴場用」に区分し、それぞれ異なる使用料を定めています。「一般汚水」については、排水汚水量が多くなるほど単価が高くなる累進制を採用しています。

令和５年４月には、下水道施設の維持管理等に要する財源の確保と事業経営の健全化を目的として、下水道使用料の改定を行っています。(使用料単価を 120 円/m^3 から 150 円/m^3 に改定　改定率 25%)

表 6　公共下水道事業の使用料(1 か月につき　税込)

下水道使用料の区分		排水汚水量	単位	使用料(改定前)		使用料(改定後)
				熊谷地区	妻沼地区	
一般用	基本使用料(1 か月につき)	10m^3 まで	円	890.4	1,100	1,155
	従量使用料(1 m^3 につき)	10m^3 を超え 20m^3 まで	円/m^3	115.2	110	143
		20m^3 を超え 30m^3 まで	円/m^3		121	
		30m^3 を超え 50m^3 まで	円/m^3	130.9	132	165
		50m^3 を超え 100m^3 まで	円/m^3	146.6	143	187
		100m^3 を超え 200m^3 まで	円/m^3	162.4	154	209
		200m^3 を超え 500m^3 まで	円/m^3	178	176	220
		500m^3 を超え 1,000m^3 まで	円/m^3	199	209	253
		1,000m^3 を超える分	円/m^3	220	220	264
公衆浴場用			円/m^3	57.5	-	57.5

※一般家庭 20m^3 当たりの使用料は 2,585 円

(2)農業集落排水事業

一般世帯の農業集落排水施設使用料は、「世帯割使用料」(世帯当たりに生じる使用料)と「人員割使用料」(使用人数に応じて生じる使用料)を合算して算出します。

また、店舗や事業所等の流入施設については、排水汚水量に応じた従量制を採用しています。(従量単価を設定していないため、排水汚水量を人数に換算して算定します。)

表 7　農業集落排水事業(一般世帯)の施設使用料(1 か月につき　税込)

区分	施設使用料
世帯割使用料（1 世帯当たり）	2,620 円/世帯
人員割使用料（1 人当たり）	520 円/人

※一般家庭(1 世帯 3 人)当たりの使用料は 4,180 円

2-5. 民間活用の現況

公共下水道における処理施設及びポンプ施設等の維持管理業務は、令和 2 年 10 月から光熱水費や薬品等の調達及び小規模修繕等を含めた包括的民間委託を行っています。

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収事務については、「下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の調定等の事務の委任に関する協定書」により水道事業に委任しています。なお、水道事業は、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収事務（検針・調定・収納・滞納整理）を民間業者に委託しています。

2-6. 組織体制の現況

(1)組織体制

本市では、平成 31 年 4 月に下水道事業が公営企業会計に移行したことに合わせて、水道部と建設部下水道課を統合し、上下水道部として組織を再編しました。

また、令和 5 年 4 月に農業集落排水事業が公営企業会計に移行したことに合わせて、産業振興部農地整備課農業集落排水係の事務を上下水道部に移管しました。

令和 7 年度における上下水道部の組織体制を図 12 に示します。

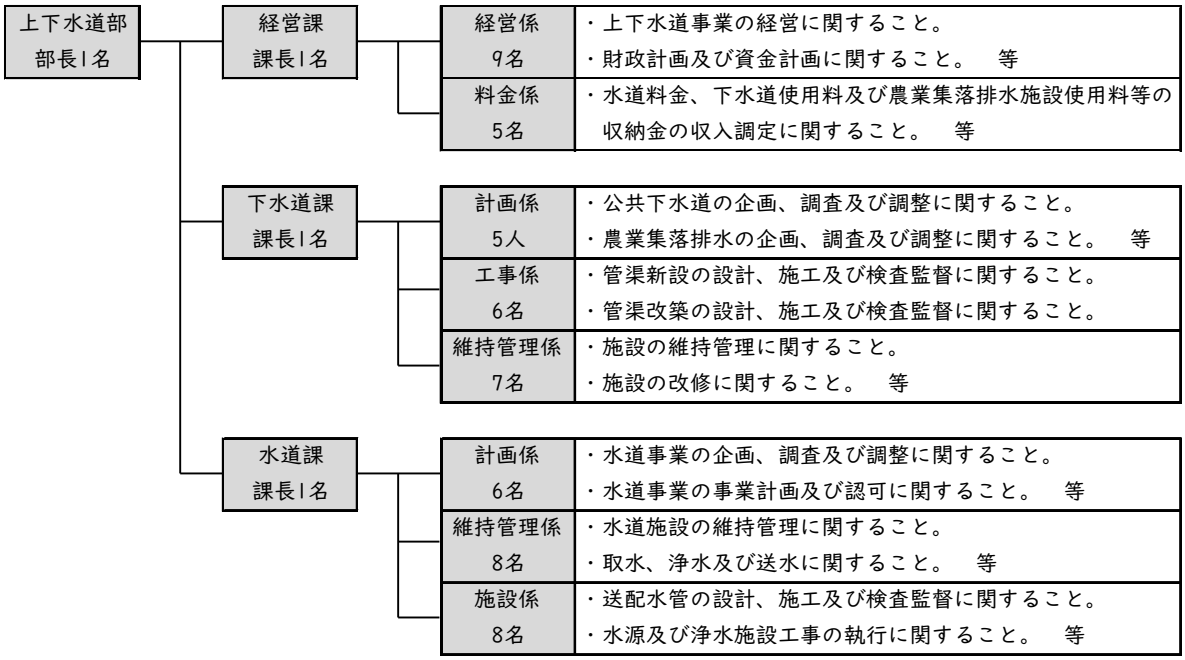

図 12　組織体制(令和 7 年 4 月 1 日時点)

(2)職員数の推移

下水道担当職員数の推移を図 13 に示します。令和 3 年度以降は毎年 1 名ずつ減少し令和 7 年度は 24 名となっています。

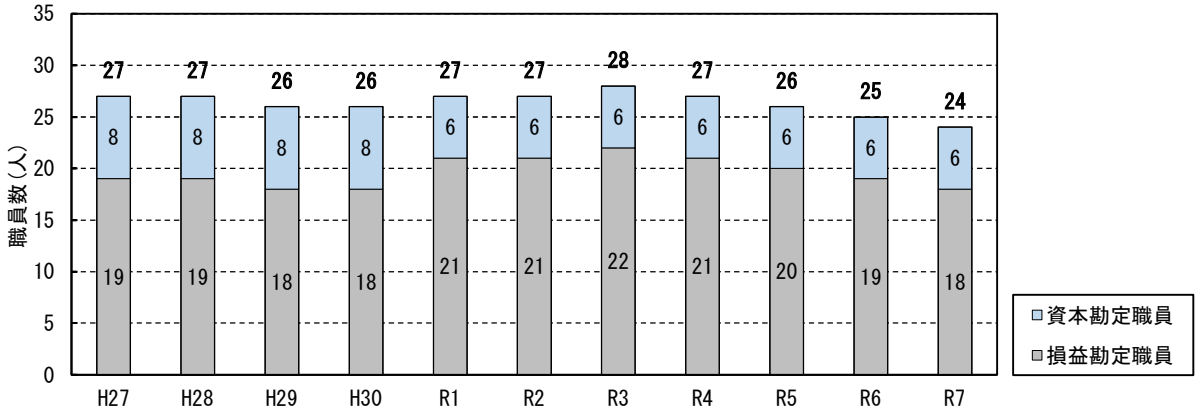

図 13　下水道担当職員数の推移

2-7. 下水道経営の現況

経営比較分析表※7を用いて、経年比較や類似団体との比較により下水道事業の経営現況を把握・分析します。

表 8　本市の類似団体区分

項目	公共下水道事業	農業集落排水事業
類似団体区分	処理区域内人口　3～10 万人 処理区域内人口密度　50 人/ha 未満 供用開始後年数　30 年以上	供用開始後年数　30 年以上
類似団体	全国 166 団体 （埼玉県内の類似団体） 行田市、秩父市、本庄市、東松山市 深谷市、日高市	全国 302 団体 （埼玉県内の類似団体） 本庄市、深谷市、久喜市

(1)水洗化率

定　義	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標
算出式	水洗化率(%) =水洗便所設置人口(水洗化人口)÷処理区域内人口×100
説　明	本指標は、公共用水域の水質保全や使用料収入等の観点から、100%が望ましい状態です。
評　価	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、水洗化率は類似団体平均を下回っています。水洗化率は使用料収入に直結することから、引き続き下水道への接続促進に向けた取組を推進する必要があります。(両事業合算の水洗化率は 87.9%[令和 6 年度値])

【公共下水道事業】

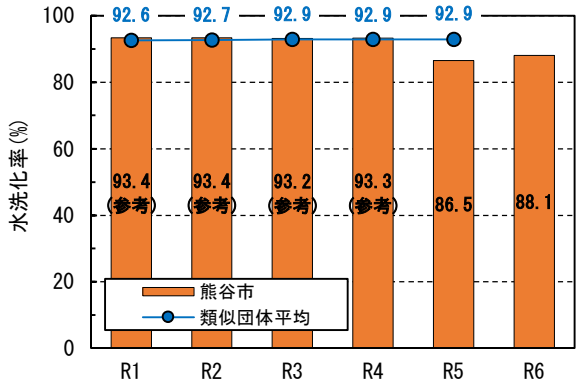

【農業集落排水事業】

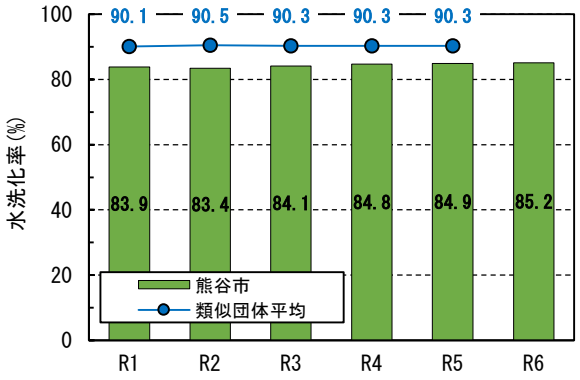

※公共下水道事業では、令和 5 年度から人口の集計方法を変更しているため、令和 4 年度以前の数値は参考値扱い

※7「公営企業に係る経営比較分析表の策定及び公表について」（平成 27 年 11 月 30 日 総務省事務連絡）に基づき、毎年度策定されるもの。各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される。経営戦略の策定を進める上で有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用することができる。

(2)使用料単価

定　義	有収水量１㎥当たりの使用料収入を表す指標
算出式	使用料単価(円/㎥) ＝使用料収入÷年間有収水量
説　明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。
評　価	公共下水道事業の使用料単価は、令和４年度まで約 120 円/㎥程度ですが、令和５年度に下水道使用料を改定したことに伴い令和６年度は約 150 円/㎥となっています。 農業集落排水事業の使用料単価は、近年では類似団体平均を上回っており、令和６年度は約 174 円/㎥となっています。

【公共下水道事業】

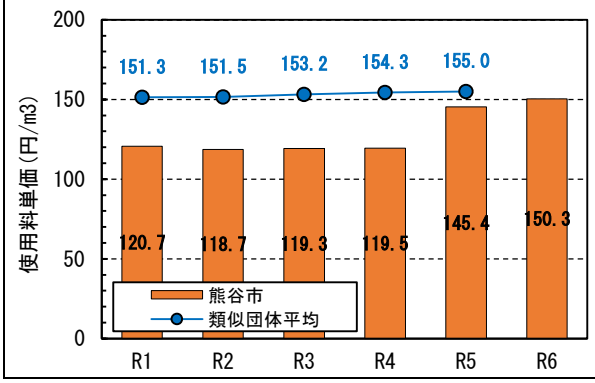

【農業集落排水事業】

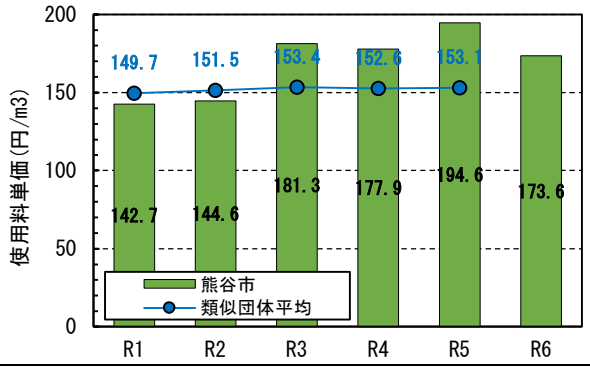

(3)汚水処理原価

定　義	有収水量１㎥当たりの汚水処理に要した費用(汚水資本費※8＋汚水維持管理費)を表す指標
算出式	汚水処理原価(円/㎥) ＝汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量
説　明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。
評　価	公共下水道事業の汚水処理原価は 150 円/㎥となっています。これは総務省事務連絡※9に基づく「最低限行うべき経営努力(150 円/㎥)」をベースとして、150 円/㎥を超える資本費を公費(基準内繰入)により負担していることによります。 農業集落排水事業の汚水処理原価は約 270 円/㎥(令和６年度決算値)であり、公共下水道事業に比べて高コストとなっています。この要因として、農業集落排水区域は人口密度が低く、効率的な汚水処理を実施しにくい環境であることが挙げられます。今後大幅な人口減少が想定されるなか、更なる事業の効率化を図り、持続可能な事業運営に努める必要があります。

【公共下水道事業】

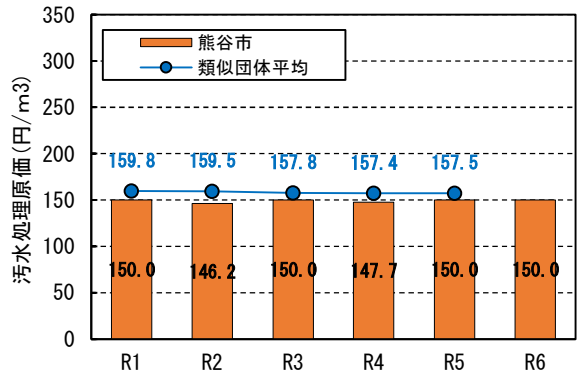

【農業集落排水事業】

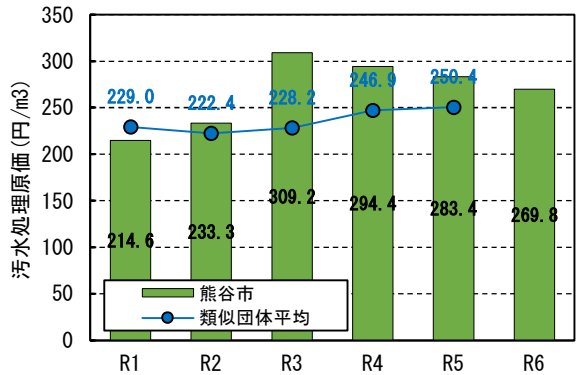

※8 汚水処理施設に係る減価償却費及び支払利息の合計値

※9 「地方公営企業決算状況調査(下水道)に係る留意事項について」(平成 22 年４月 26 日 総務省事務連絡)

(4)経費回収率

定　義	汚水処理費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標
算出式	経費回収率(%) =使用料単価÷汚水処理原価(公費負担を除く)×100 =使用料収入÷汚水処理費(公費負担を除く)×100
説　明	本指標は 100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。
評　価	公共下水道事業の経費回収率は、令和 5 年度に実施した下水道使用料改定の影響で大幅に改善しました。令和 6 年度決算における経費回収率は 100.2%であり、良好な事業経営状況といえます。 一方、農業集落排水事業の経費回収率は、類似団体と概ね同様の水準であるものの 60%程度にとどまっている状況です。今後、人口減少に伴う使用料収入の減収が想定されるなか、効率的な事業運営を推進し、経費回収率の維持・向上に努める必要があります。(両事業合算の経費回収率は 96.2%[令和 6 年度決算値])

【公共下水道事業】

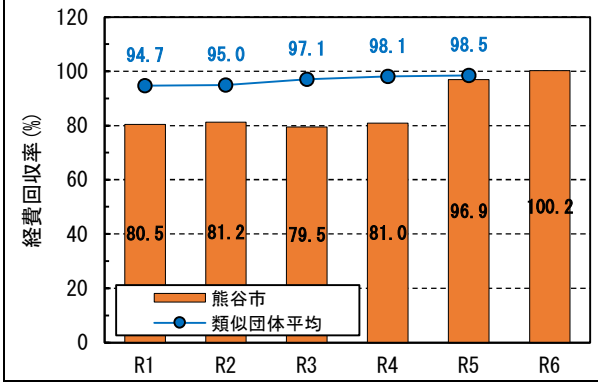

【農業集落排水事業】

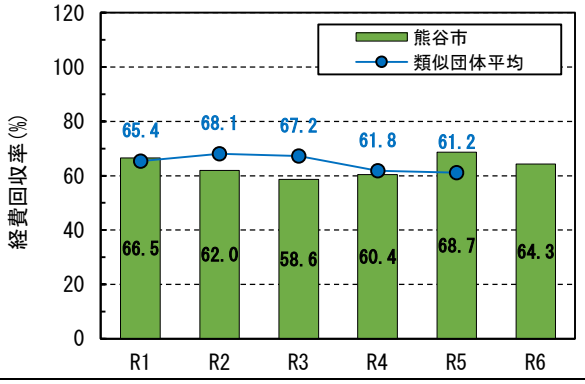

(5)有形固定資産減価償却率

定　義	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標
算出式	有形固定資産減価償却率(%) =有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100
説　明	一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設改築の必要性を推測することができます。本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。
評　価	公共下水道事業、農業集落排水事業ともに有形固定資産減価償却率は類似団体平均を下回っています。しかし、本指標は上昇傾向にあることから、計画的に下水道施設の点検・調査を実施し、機能の維持と事故の未然防止に努める必要があります。

【公共下水道事業】

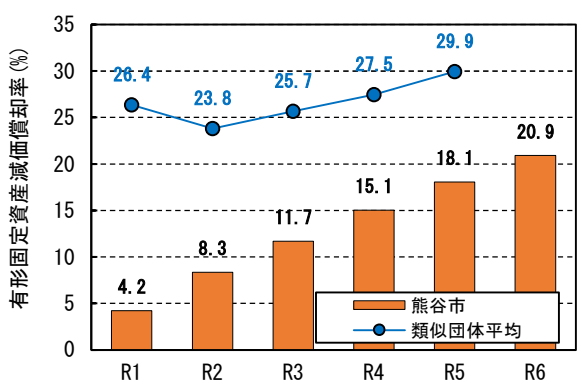

【農業集落排水事業】

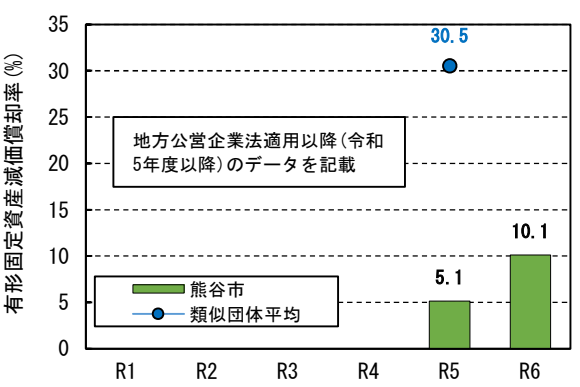

3-1. 行政区域内人口の見通し

本市では、中長期的な人口の将来展望を提示するものとして、令和 7 年 3 月に「第 3 期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」（以下「人口ビジョン」という。）を策定しました。

人口ビジョンでは、住民基本台帳に基づく独自推計により、令和 42 年度の人口を 119,736 人と見込んでいます（パターン①）。これに対して、今後は人口減少抑制施策を推進し、令和 42 年度の人口を約 136,000 人にすることを目標にしています。（パターン③）

本経営戦略では、人口減少に伴う使用料収入の減収リスクを見込むため、パターン①を用いて投資・財政計画を策定します。

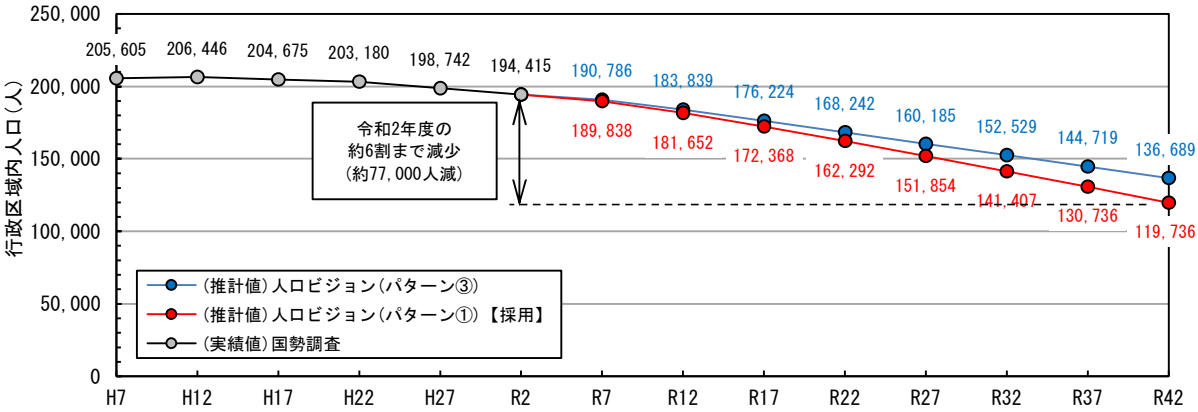

図 14　行政区域内人口の見通し

3-2. 下水道有収水量の見通し

下水道有収水量とは使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量のことです。現在の下水道使用形態（1 人当たりの下水道使用量）を前提とし、将来の下水道有収水量を予測します。

今後は人口減少に伴い下水道有収水量は減少し、令和 42 年度時点（現時点から 35 年後）では令和 6 年度の 7 割程度にとどまる見込みです。

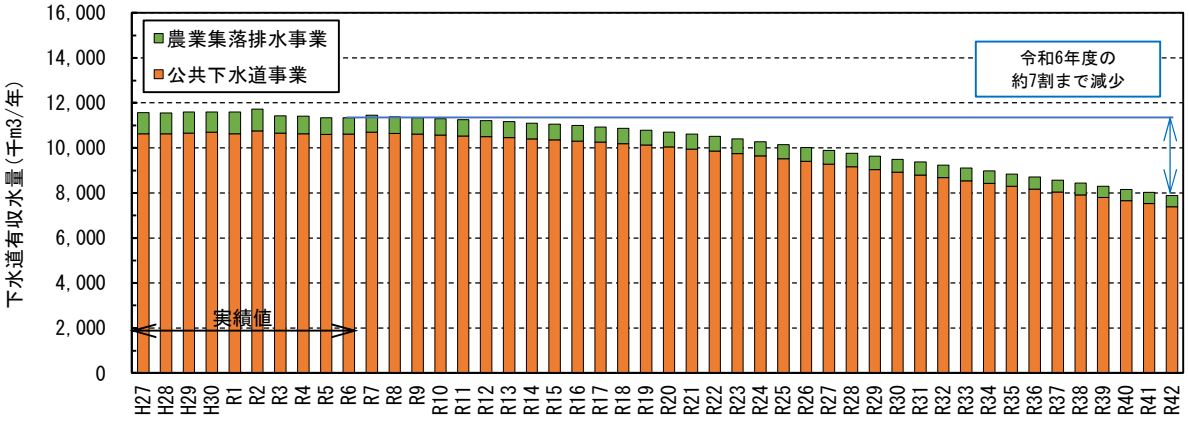

図 15　下水道有収水量の見通し

3-3. 使用料収入の見通し

現行の使用料体系を前提とし、将来の使用料収入を予測します。なお、令和５年度における公共下水道事業の使用料収入は、前年に対して増加していますが、これは令和５年４月に下水道使用料を改定したことによるものです。

今後は人口減少に伴い使用料収入は減少し、令和 42 年度時点(現時点から 35 年後)では令和６年度の７割程度にとどまる見込みです。

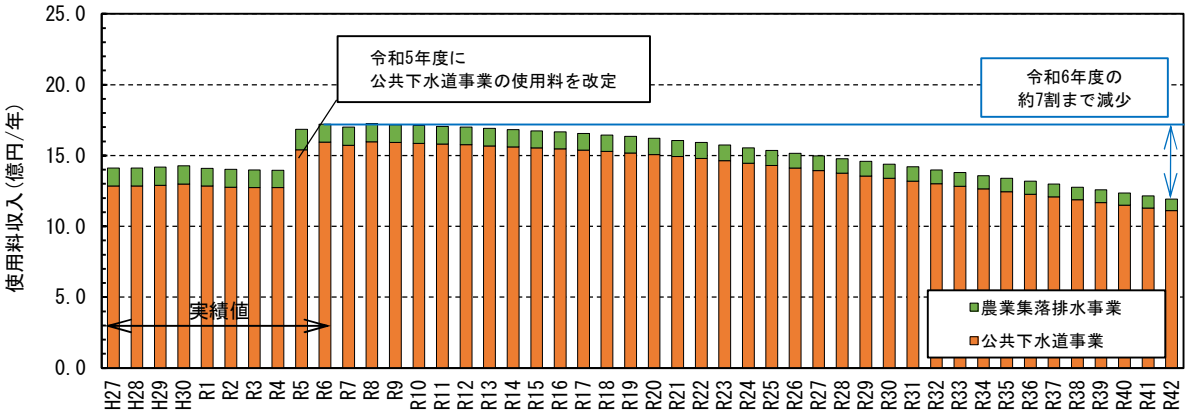

図 16　使用料収入の見通し

3-4. 施設の見通し

(1)管路施設

本市では昭和 31 年度から管路施設の整備に着手し、令和６年度末時点の整備延長は約 684km(公共下水道事業＋農業集落排水事業)となっています。多くの管路は昭和 58 年度から平成 13 年度の期間に整備されており(図５参照)、更新需要が急速に増加すると予測されます。

国土交通省の国土技術政策総合研究所が公表している「下水道管きょ健全率予測式」を用いて、本市下水道管路施設の劣化状況を予測した結果を図 17 に示します。

本経営戦略の計画期間末(令和 17 年度)には、緊急度Ⅰ(速やかに改築が必要なもの)、緊急度Ⅱ(簡易な対応により改築を５年未満まで延長可能なもの)の占める割合は全体の約４割に達することが見込まれます。

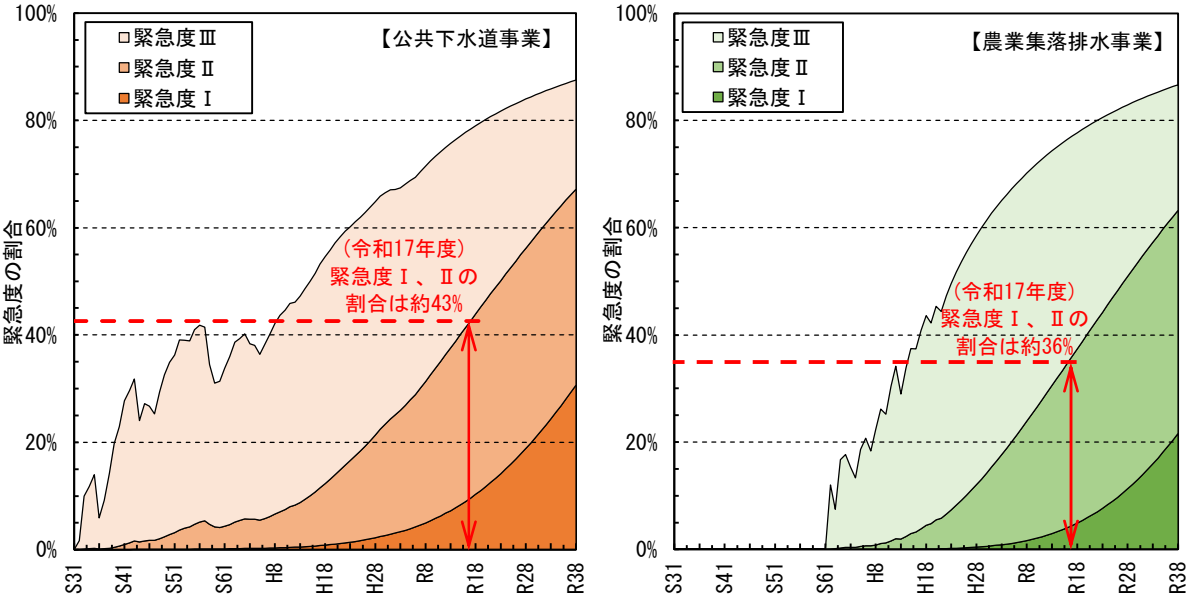

図 17　本市下水道事業における管路施設の劣化予測

(2)ポンプ施設

公共下水道事業では 3 箇所、農業集落排水事業では 67 箇所(マンホール形式ポンプ場)のポンプ施設が設置されています。これらの中には、耐用年数※10を超過した設備も多く存在することから、計画的かつ効果的に改築事業を進めていく必要があります。

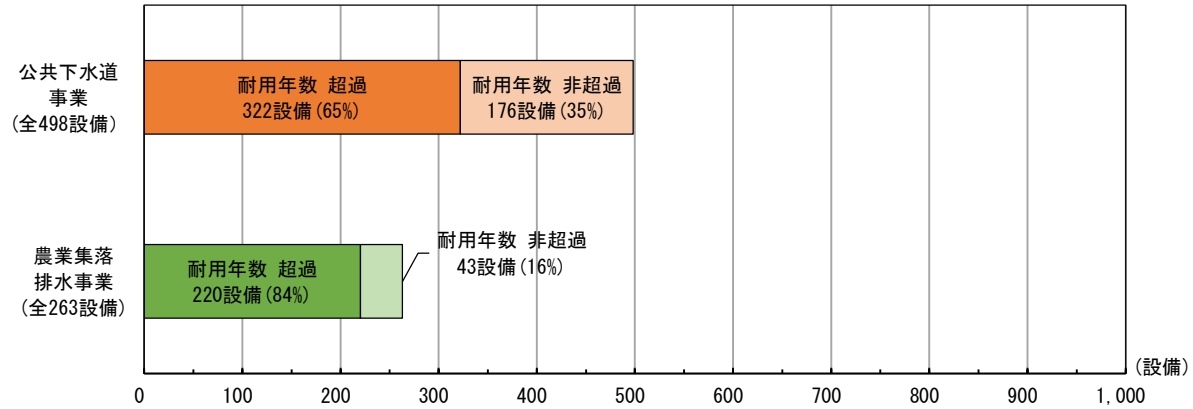

図 18　ポンプ施設の設備使用状況(令和 6 年度末時点)

(3)処理施設

公共下水道事業では 1 箇所、農業集落排水事業では 17 箇所の処理施設が整備されています。これらの中には、耐用年数を超過した設備も多く存在することから、計画的かつ効果的に改築事業を進めていく必要があります。

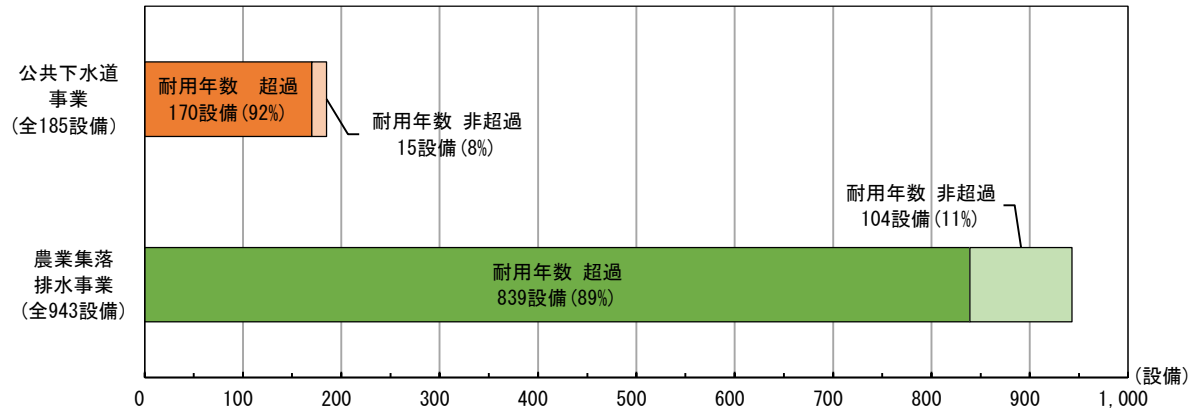

図 19　処理施設の設備使用状況(令和 6 年度末時点)

3-5. 組織の見通し

今後想定される施設更新需要の増加に対応するため、職員の確保や技術の継承が課題となっています。今後は、民間活力の導入を含めた人材の活用や一層の業務の効率化を進めながら、組織体制の適正化を図る必要があります。

※10 「下水道施設の改築について」(令和 4 年 4 月 1 日　国水下事第 67 号下水道事業課長通知)に定める耐用年数。

3-6. 建設工事環境の見通し

建設工事費デフレーターは、建設投資の実質的な変動を図る指標です。同指標は、令和6年度時点では平成27年度の約1.3倍まで上昇しており、今後も労務単価や資材の高騰が想定されます。

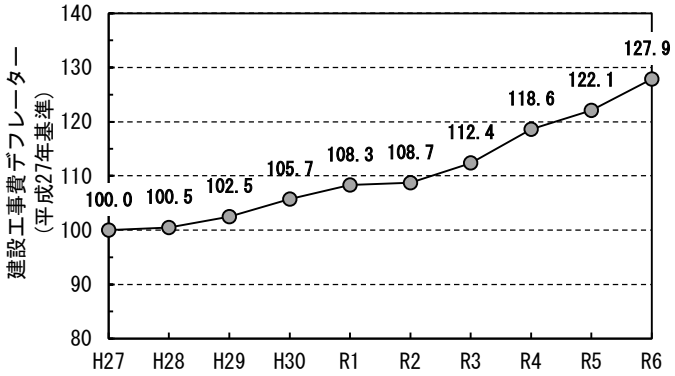

図20　下水道工事の建設工事費デフレーター
（国土交通省　令和7年3月31日公表）

3-7. 長期貸付利率の見通し

長らく日本においては物価水準の低迷及び大規模な金融緩和政策の影響もあり、低金利環境が継続し、企業債発行に際して支払利息を抑制することができていました。

しかし、地方公共団体金融機構の長期貸付金利をみると、令和元年度から上昇傾向にあり、将来的な金利の上昇リスクが高まる可能性があります。

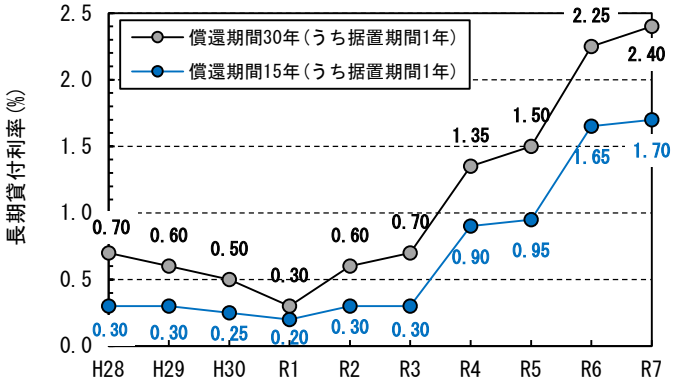

図21　長期貸付利率(半年賦元金均等)
（出典：地方公共団体金融機構ホームページ）

3-8. 下水道事業の課題

下水道事業の現況及び将来の事業環境の見通しから、下水道事業が取り組むべき主要な課題は以下のとおりです。

(1)汚水処理未普及地域の早期解消

本市の汚水処理人口普及率は、令和5年度末時点で79.1%にとどまっている状況です。今後は公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全を目的として、汚水処理の普及に向けた取組の推進が必要です。

(2)農業集落排水施設の効率的な管理

農業集落排水事業では処理施設が17箇所あり、施設の維持管理に多額の費用と労力を要しています。また、経費回収率は60%程度にとどまっている状況です。

今後は、経費回収率の向上に向けて、効率的な管理体制を構築することが課題です。

(3)老朽化施設への対応

本市では昭和31年度から下水道施設の整備に着手しており、将来的に老朽化施設の増加が見込まれます。今後は、限られた財源の中で、いかに効率的かつ効果的に施設を維持更新していくかが課題です。また、所定の耐震性が確保されていない施設も存在するため、耐震性の向上に向けた取組が必要です。

(4)運営基盤の強化

将来的に人口減少に伴う使用料収入の減収が想定される一方で、老朽化施設の増加や長期貸付利率の上昇など、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。今後は、安定的な財源確保と下水道事業の運営基盤の強化が課題です。

第4章　経営の基本方針

4-1. 基本方針

下水道事業の課題や「第 2 次熊谷市総合振興計画 後期基本計画」(令和 5 年 3 月策定)における下水道事業の方針を踏まえ、本経営戦略では下水道事業経営の基本方針を以下のとおり定めます。

＜基本方針＞

①計画的な下水道整備の推進

快適な生活環境の実現のため、着実に下水道の整備を推進します。

②持続可能な下水道サービスの提供

人口減少や老朽化施設の増加に備え、持続可能な下水道事業の安定的運営に努めます。

③安定的な財源確保と運営基盤の強化

将来にわたって安定した事業運営を推進するため、財源の確保に向けた取組を推進します。

4-2. 基本施策

基本方針の内容を具体化し、実行性のある取組へと展開させるものとして、7 つの基本施策を定めます(施策の具体的な内容は次章に記載)。

表 9　本経営戦略の基本施策

基本方針	基本施策
①計画的な下水道整備の推進	【施策 1】　公共下水道事業における管路施設整備の推進
②持続的な下水道サービスの提供	【施策 2】　農業集落排水施設の効率的な管理 【施策 3】　老朽化対策の推進 【施策 4】　耐震化の推進
③安定的な財源確保と 運営基盤の強化	【施策 5】　官民連携の推進 【施策 6】　適正な使用料水準の検討 【施策 7】　企業債償還方法の見直し

4-3. 経営戦略の中間評価

(1)公共下水道事業

今回の経営戦略改定にあたり、令和 6 年度時点の中間評価を行います。

当初経営戦略では、経費回収率、他会計繰入金及び資金残高の 3 項目について管理目標値を設定していますが、令和 6 年度時点では全ての項目において目標を達成しました。

これを踏まえ、本経営戦略では施策ごとの経営目標を新たに設定します。

表 10　令和 6 年度末時点の中間評価(公共下水道)

	(管理目標値) 令和 12 年度	(実績値) 令和元年度	(実績値) 令和 6 年度	目標 達成状況
経費回収率(%)	100	80.5	100.2	達成
他会計繰入金(基準外繰入金)(百万円)	0	646	0	達成
資金残高(年度末繰越補填財源)(百万円)	900 以上	154	907	達成

(2)農業集落排水事業

農業集落排水事業は、令和 5 年 4 月に地方公営企業を適用し公営企業会計に移行したため、令和 4 年 3 月に策定した当初経営戦略との単純比較はできません。

本経営戦略では施策ごとの経営目標を新たに設定します。

第5章　今後の主要な取組

【施策1】公共下水道事業における管路施設整備の推進

国土交通省から「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」(平成 26 年 1 月 30 日 国水下事第 50 号)が通知され、早期に汚水処理施設の概成を目指すことが示されました。

本市では、生活排水処理施設(主として公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽)の整備を効果的かつ効率的に推進するため、令和 2 年 3 月に「熊谷市生活排水処理基本計画」を策定しています。

本経営戦略では上記計画の方針に基づき、公共下水道事業における管路施設の整備を推進し、汚水処理未普及地域の解消を図ります。

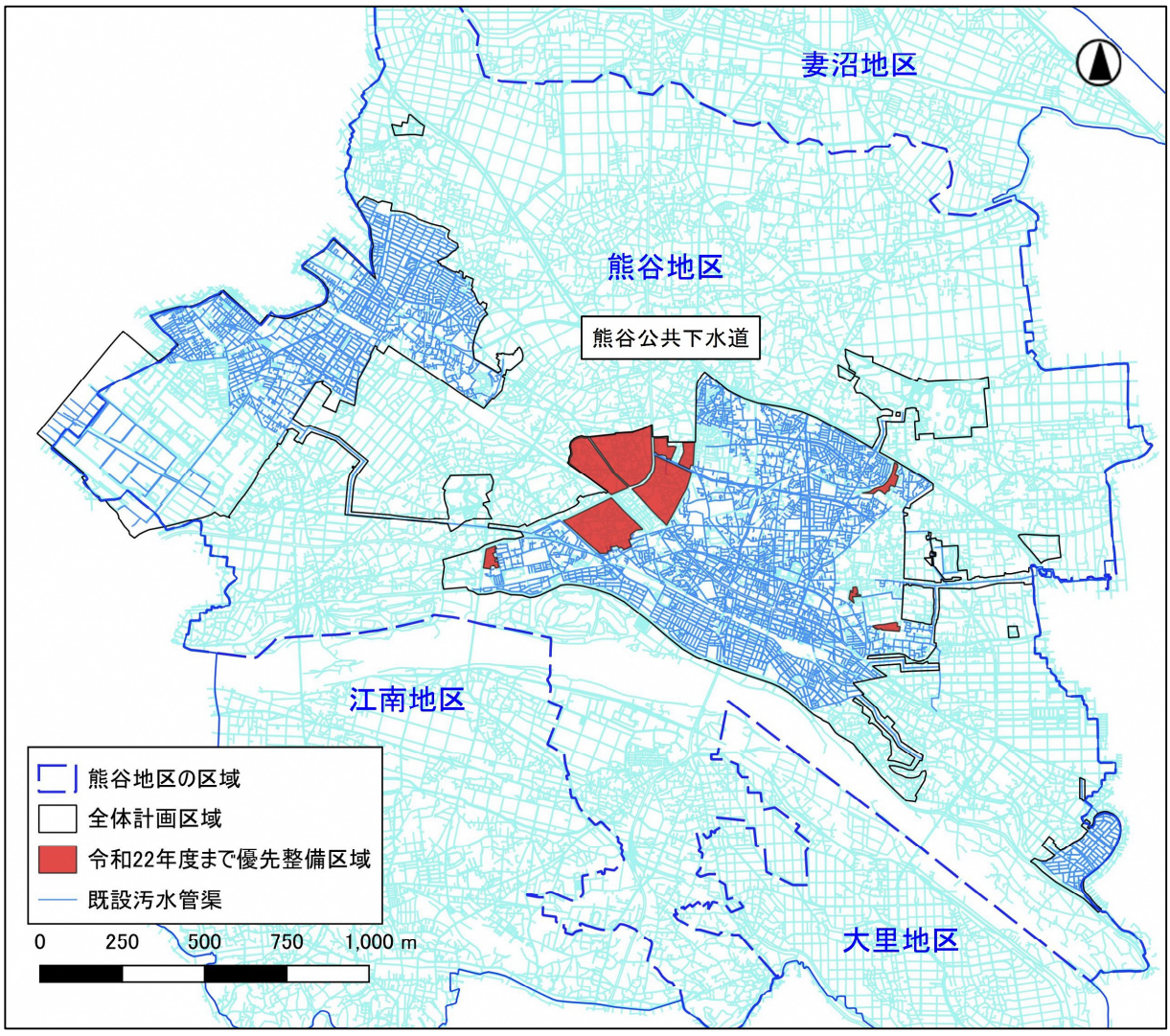

図 22　令和 22 年度までの汚水管路整備区域(熊谷公共下水道)

(経営目標)

指標名	【実績】 令和 6 年度	【中間年度】 令和 12 年度	【目標年度】 令和 17 年度
公共下水道事業の 汚水整備面積(ha)	2,062	2,136	2,196

【施策2】農業集落排水施設の効率的な管理

農業集落排水施設は、農地部における生活環境改善や水質保全に貢献してきました。しかし、近年では施設利用者の減少や老朽化施設の増大など、事業環境が厳しさを増しています。

そのため、効率的な管理体制の確立、財政負担の軽減、処理水質の安定確保を目的に、施設の統廃合を進め、持続可能な事業運営を目指します。

現在、農業集落排水事業の処理施設は 17 箇所が整備されていますが、段階的に施設の統廃合を進め、令和 40 年度(長期計画)を目安として 8 箇所まで削減します。

なお、本経営戦略の計画期間内(令和 8～17 年度)においては、千代地区と塩・船川地区の統廃合を予定します。

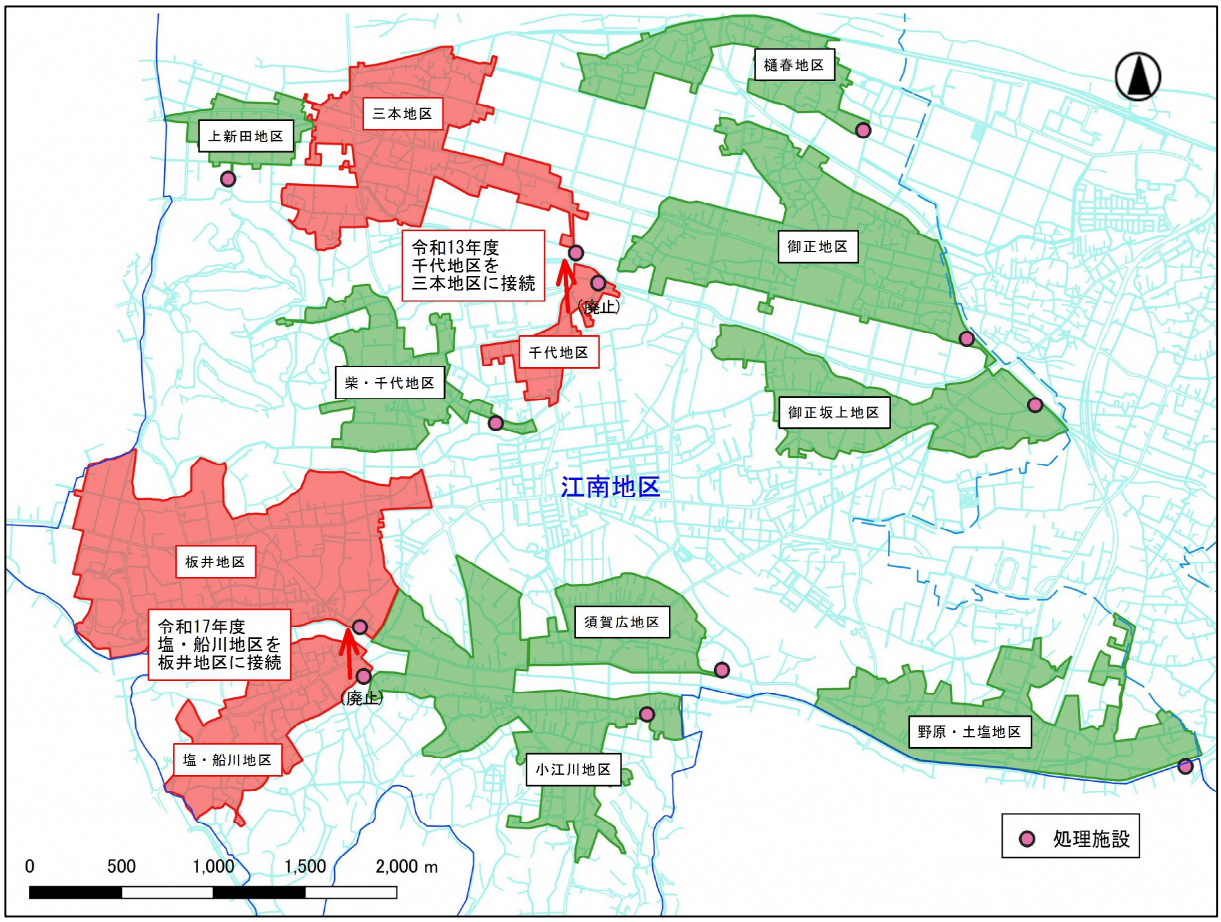

図 23　計画期間内(令和 8～17 年度)の施設統廃合予定

(経営目標)

指標名	【実績】 令和 6 年度	【中間年度】 令和 12 年度	【最終年度】 令和 17 年度
農業集落排水事業の 処理施設数(箇所)	17	17	15

【施策3】老朽化対策の推進

(1)公共下水道事業の老朽化対策

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する活動を指します。

今後、老朽化施設の増加が見込まれるなか、今後は下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設のライフサイクルコスト※11の低減及び投資の平準化に取り組みます。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査の実施により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、良好な下水道機能を維持します。

＜ストックマネジメント手法の効果＞
・施設の安全性を確保し、良好な施設状態の維持が可能となる。
・施設全体のライフサイクルコストの低減を図ることが可能となる。
・適正かつ合理的な施設管理を実施する事が可能となる。
・改築事業費の平準化が可能となる。

(経営目標)

指標名	【経営戦略期間】 令和 8～17 年度
ストックマネジメントの取組	①ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査の実施 ②点検・調査結果に基づく修繕・改築を実施(事故や機能停止を未然に防止)

(2)農業集落排水事業の老朽化対策

農業集落排水事業では、ストックマネジメントの取組として最適整備構想※12を策定しています。今後、老朽化施設の増加が見込まれるなか、施策 2(農業集落排水施設の効率的な管理)の取組を進めるとともに、「最適整備構想」に基づきライフサイクルコストの低減と施設機能の保全を推進します。

＜最適整備構想策定の効果＞
・農業集落排水施設のあり方について、長期的、短期的な財政計画上の位置付けが明確になる。
・機能診断結果と施設監視結果の比較や劣化の進行状況を容易に確認することができ、適切な保全管理対策の実施につながる。
・最適整備構想に基づく長期的な機能保全計画、機能保全コストは、経営戦略や地域再生計画の策定において有用な情報として活用できる。

(経営目標)

指標名	【経営戦略前期】 令和 8～12 年度	【経営戦略後期】 令和 13～17 年度
改築を実施する 農業集落排水施設数(箇所)	3 (三本地区) (板井地区) (樋春地区)	1 (小江川地区)

※11 施設や設備の新規整備、維持、修繕等を含めたすべての費用を合計したもの。
※12 施設機能を保全するための対策方法等を定めた計画。

【施策4】耐震化の推進

(1)施設の耐震化

大規模地震により下水道施設が被災した場合、汚水の流出による公衆衛生の悪化やトイレが使用できなくなるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

平成７年１月に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を契機として耐震設計基準が改定されており、下水道施設はこれに準じた耐震性能を確保する必要があります。本市の下水道施設は、耐震設計基準改定前に建設されたものも存在することから、今後は施設の重要度等に応じて耐震性の向上を図ります。

なお、農業集落排水事業の処理施設については、施策２に示す「施設の統廃合」に合わせて耐震性の向上を図ります。

(経営目標)

指標名	施設名	【経営戦略前期】 令和８～12年度	【経営戦略後期】 令和13～17年度
公共下水道施設の耐震化	玉井中継ポンプ場	耐震化工事を完了	－
	平戸中継ポンプ場	耐震化工事を完了	－
	荒川第３雨水ポンプ場	－	耐震化に向けた検討

(2)危機管理体制の強化

地震や大雨による災害時には、初動や応急対策を迅速に行う必要がありますが、職員の減少等の影響により、大規模災害に対応できないことが懸念されます。このような状況のなか、本市では災害時における初動や応急対策の迅速化を目的として以下の協定を締結しています。

また、被災時においても下水道が果たすべき公衆衛生の確保、浸水防除、公共用水域の水質保全等の機能を迅速かつ高レベルで確保するため、本市では下水道事業に関するＢＣＰ(Business Continuity Plan:事業継続計画)※13を策定しています。今後は、策定した下水道ＢＣＰの最新性を保ちつつ、計画全体のレベルアップを図るため、定期的に内容の見直しを図ります。

(公共下水道事業における協定)
協定名：災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
協定先：埼玉県
(農業集落排水事業における協定)
協定名：農業集落排水施設災害対策応援に関する協定
協定先：一般社団法人地域環境資源センター

※13 人、モノ(資機材、燃料等)、情報、ライフライン等の資源(リソース)が相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための計画。非常時対応計画、事前対策計画、訓練・維持改善計画などで構成される。

【施策5】官民連携の推進

地方公共団体が運営している下水道事業において、執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進むなか、下水道の機能・サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが全国的な課題となっています。この解決方法の一つとして、地方公共団体と民間事業者が連携して施設の建設、維持管理、運営等を実施するＰＰＰ※14/ＰＦＩ※15(官民連携)があります。

上下水道分野においては、令和５年度に「ウォーターＰＰＰ」と呼ばれる新たな官民連携方式が内閣府から公表されました。

本市では、公共下水道事業のポンプ施設、処理施設の維持管理業務を対象として包括的民間委託を導入していますが、下水道運営基盤の更なる強化を目的として官民連携事業の拡大に向けた検討を進めます。

(経営目標)

指標名	【実績】 令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	
官民連携事業の拡大	官民連携事業の導入可能性調査		公募資料作成	民間事業者の選定	新規官民連携事業の導入

【施策6】適正な使用料水準の検討

公共下水道事業では、令和５年度に下水道使用料を改定し、経費回収率は 81.0%(令和４年度)から 100.2%(令和６年度)に改善しました。

一方、農業集落排水事業では、経費回収率は 64.3%(令和６年度)にとどまっています。そのため、他会計への依存度が大きく、不足する財源は他会計からの補助金(基準外繰入金)により補填している状況です。補助金による補填は本市の財政を圧迫するとともに、下水道の便益を享受できる市民とそうでない市民に不公平性を生じさせるものとなります。※16

以上のことから、自立した下水道事業経営を目指すとともに公平性の確保のため、農業集落排水施設使用料水準を見直す必要があります。そのため、今後は経営戦略の収支予測に基づき、適正な使用料水準の設定に向けて検討を進めます。

(経営目標)

指標名	【実績】 令和６年度	【中間年度】 令和 12 年度	【最終年度】 令和 17 年度
公共下水道の経費回収率	100.2%	100%を維持	100%を維持
農業集落排水の経費回収率	64.3%	下記の対策により経費回収率の向上を目指す ①施設の統廃合による運営コストの低減 ②適正な使用料水準の設定に向けた検討	

※14 Public Private Partnership　公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

※15 Private Finance Initiative　PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法。

※16 他会計(一般会計)からの繰入は市民全体での負担になるのに対し、その便益を享受できるのは下水道使用者に限られる。

【施策7】企業債償還方法の見直し

将来的に老朽化対策に要する費用を賄う財源として、企業債発行額の増加が見込まれます。その一方で、長期貸付金利の上昇が想定され、支払利息の増加が予想されます。

企業債の償還方法は「元利均等返済」と「元金均等返済」(表 11 参照)があります。令和 6 年度までは「元利均等返済」を採用してきましたが、今後は「元金均等返済」に見直し、支払利息総額の削減に努めます。

表 11　企業債償還方法の比較

	元利均等返済	元金均等返済
特徴	償還額が一定であるため償還計画を立てやすいが、残高の減少が遅いため支払利息の総額が大きい。	償還開始当初の資金負担額が比較的大きいが、残高が早く減少するため支払利息の総額を抑制できる。
試算	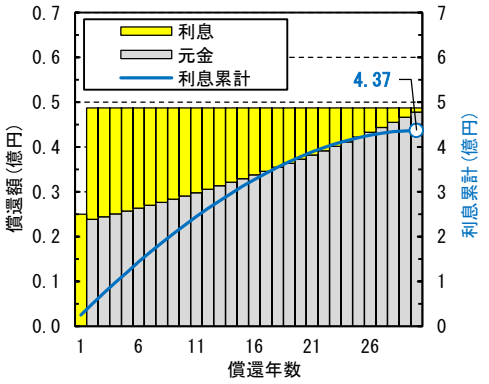 支払利息総額　4 億 3,700 万円(30 年間)	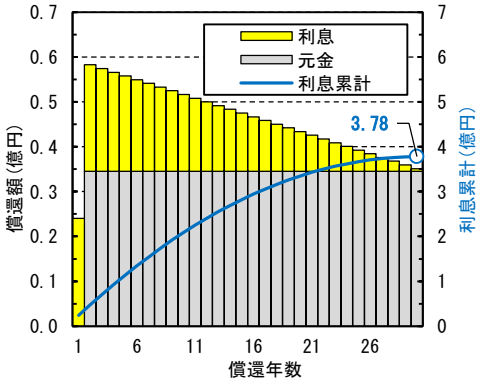 支払利息総額　3 億 7,800 万円(30 年間)
支払利息	30 年間の縮減額　5,900 万円	

(起債条件)起債額　10 億円、償還期間　30 年、据置期間　1 年

(貸付利率)元利均等返済 2.5%、元金均等返済 2.4%

地方公共団体金融機構・固定金利方式・基準利率・令和 7 年 6 月 25 日以降適用

(経営目標)

指標名	【実績】 令和 6 年度	令和 7 年度
企業債償還方法の変更	元利均等返済	元金均等返済に変更

6-1. 投資計画

本経営戦略の計画期間(令和8～17年度)における投資内容及び投資額を表12、図24にまとめます。

表12　計画期間内(令和8～17年度)の投資計画(単位：億円)

施設区分	投資区分	投資内容	投資額		合計
			公共下水道	農業集落排水	
管路施設	新設	下水道未普及地域解消のための汚水管路整備	60.73	0.00	60.73
	新設	雨水管路施設の整備	5.67	0.00	5.67
	施設統合	農業集落排水施設の統合のための管路整備	0.00	0.64	0.64
	改築	老朽化した管路の改築	61.72	5.12	66.84
ポンプ施設	改築 耐震化	老朽化した設備の改築、施設の耐震化	13.79	0.00	13.79
処理施設	改築	老朽化した設備の改築	27.32	5.52	32.84
流域下水道	負担金	埼玉県流域下水道に対する建設負担金	27.82	0.00	27.82
		投資額計	197.05	11.28	208.33

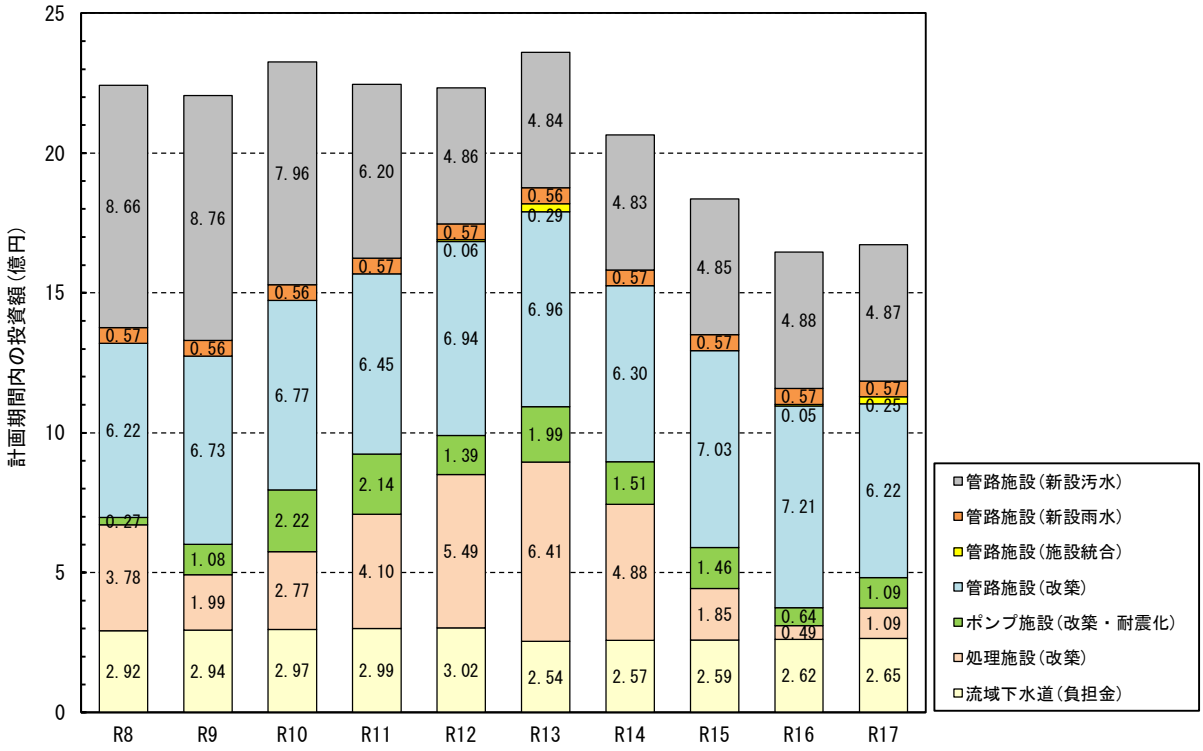

図24　計画期間内(令和8～17年度)の投資額(公共下水道事業＋農業集落排水事業)

6-2. 財源計画

財源の試算方法を表 13 にまとめます。

表 13　財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入（営業収益）	使用料収入	・過年度の実績を基に使用料単価を設定し、これに将来の有収水量を乗じて算定
	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
収益的収入（営業外収益）	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
	他会計補助金(基準外)	・収入が不足する場合等に計上
	その他補助金	・管路施設の点検調査等に要する財源として国費を計上
	長期前受金戻入※17	・資産の取得に要した補助金等を収益化
資本的収入	企業債	・内部留保資金の状況を踏まえて起債額を算定
	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
	他会計補助金(基準外)	・補塡財源が不足する場合に計上
	国(都道府県)補助金	・交付金交付要綱に基づき算定
	工事負担金	・受益者負担金等を計上

6-3. 投資以外の経費

投資以外の経費の試算方法を表 14 にまとめます。

表 14　投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出（営業費用）	職員給与費	・職員数が変動しないものと仮定 ・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定
	経費(動力費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定 ・汚水量の増減傾向を反映 ・公共下水道事業は、処理施設及びポンプ施設の維持管理業務に包括的民間委託を導入しているため、動力費は委託料に含めて計上
	経費(修繕費)	・過年度の実績値をベースとし、物価上昇を加味して算定
	経費(委託料)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定
	経費(負担金)	・流域下水道維持管理負担金は、現行の負担金単価を用いて算定
	減価償却費	・下記の耐用年数で減価償却費を算定 ①構築物　50 年 ②機械及び装置　20 年 ③流域下水道施設利用権　35 年
	その他	・更新工事の実施に伴う資産減耗費を計上
収益的支出（営業外費用）	支払利息	・下記の条件で支払利息を算定 ・利率は近年の上昇傾向を踏まえて設定 ①構築物及び流域下水道施設利用権の取得に要する起債 利率 3.0%、償還期間 30 年(据置期間 1 年)、元金均等返済 ②機械及び装置の取得に要する起債 利率 2.0%、償還期間 15 年(据置期間 1 年)、元金均等返済
資本的支出	職員給与費等	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定
	企業債償還金	・支払利息欄に示した条件で償還額を算定

※17 資産を取得した際にその財源として補助金等を活用した場合、その補助金等を収入として一括計上せず、資産の対応年数にわたって分割して収益化を図るもの。

6-4. 物価上昇について

中長期の経済財政の展望として、内閣府から「中長期の経済財政に関する試算」※18が令和７年８月に公表されており、この中で物価上昇率や賃金上昇率の将来予測値が示されています。これを参考に、投資・財政計画では将来の物価上昇率として年率 1.0%を見込みます。

6-5. 投資・財政計画の策定

将来にわたり持続可能な下水道経営を実現するため、今後10年間(令和8～17年度)の投資・財政計画を策定します。なお、投資・財政計画は、現在の会計方式(p.2参照)に準じて策定するものです。

(1)収益的収入

公共下水道事業は、令和５年度に下水道使用料を改定したことにより、他会計からの補助金(基準外繰入)は不要となりました。一方で、農業集落排水事業は年間１億円程度の他会計補助金(基準外繰入)が必要になる見込みです。

計画期間内(令和８～17 年度)においては、両事業ともに人口減少を要因とした使用料収入の減収が予想されます。

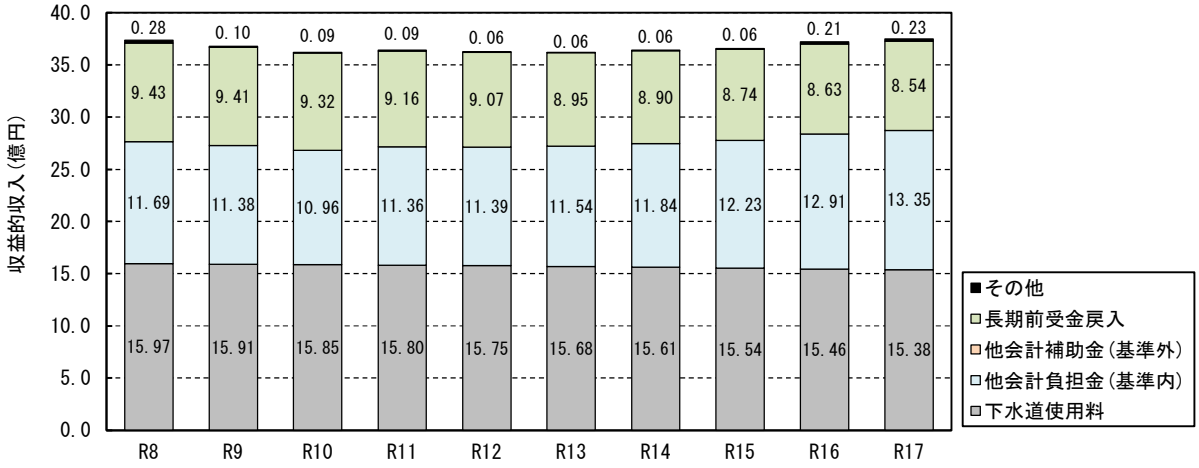

図 25　収益的収入(公共下水道事業)

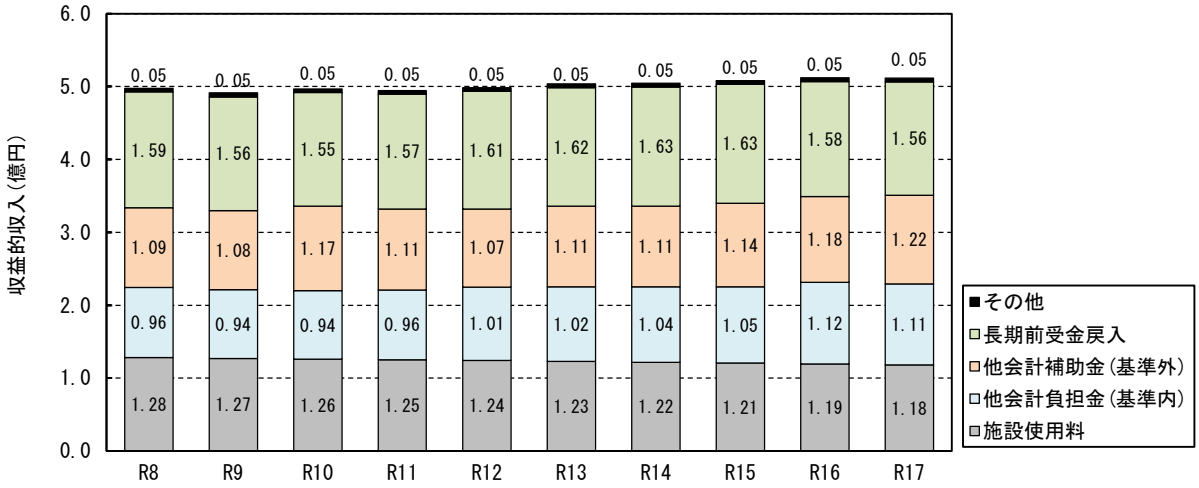

図 26　収益的収入(農業集落排水事業)

※18 今後 10 年間程度の経済財政の展望を提示するものであり、経済再生と財政健全化の進捗状況の評価や中長期的な経済財政政策の検討のための基礎情報として、その審議を行う経済財政諮問会議に提出される。

(2)収益的支出

本経営戦略の最終年度(令和 17 年度)における収益的支出は、公共下水道事業が約 37.5 億円、農業集落排水事業が約 5.1 億円となり、令和 8 年度値に対して約 9%の増加が見込まれます。これは、近年の物価上昇や長期貸付利率の上昇を考慮したことによります。

今後、支出の増加が見込まれる一方で人口減少を要因とした使用料収入の減収が予想されるため、継続的に運営コストの削減に取り組みます。

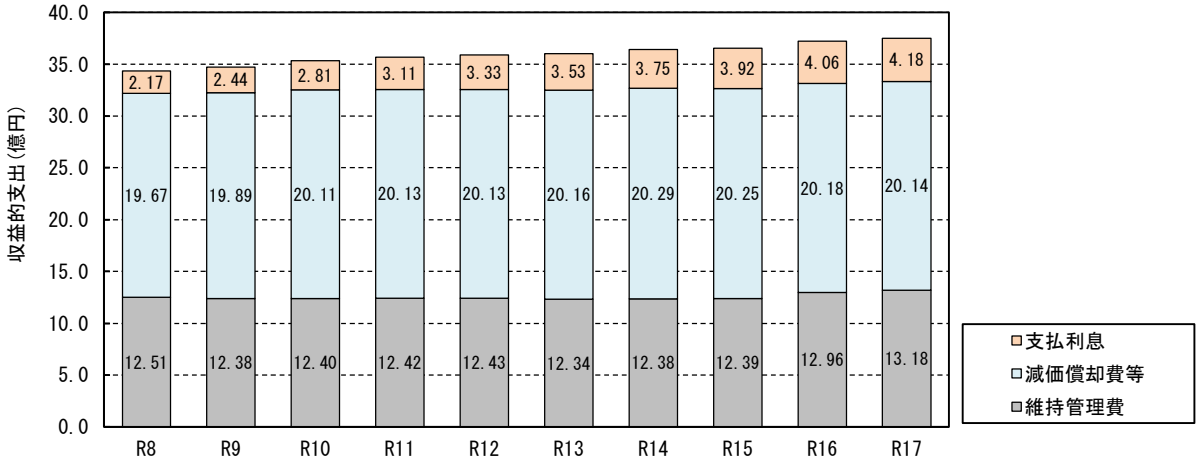

図 27　収益的支出(公共下水道事業)

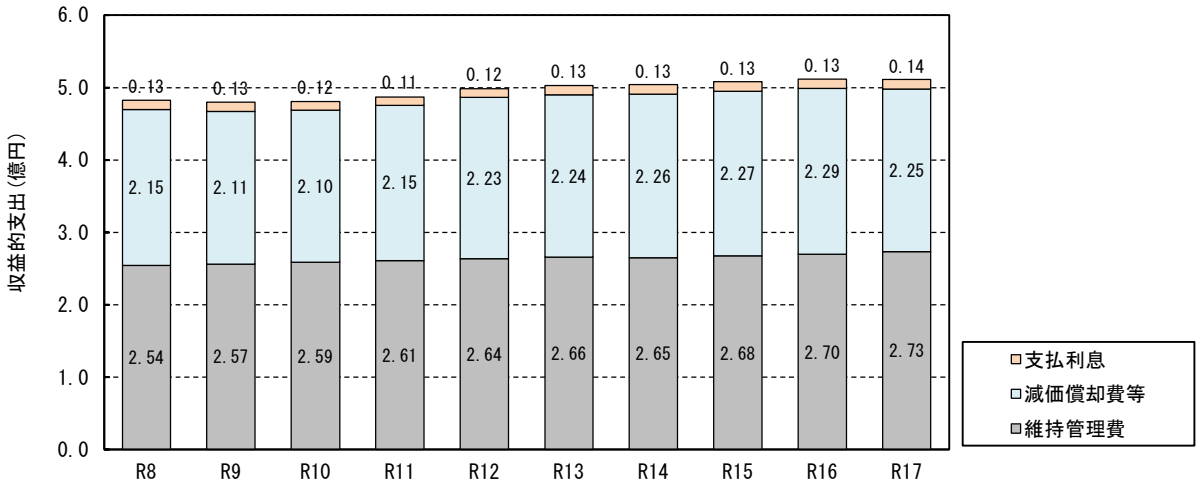

図 28　収益的支出(農業集落排水事業)

(3)資本的収入

公共下水道事業は、汚水施設未普及地域の解消を目的とした管路整備や、施設の老朽化対策等に要する費用を賄う財源として、年間 10～19 億円程度の企業債の発行が必要になる見通しです。

農業集落排水事業は、施設の老朽化対策や処理施設の統廃合等に要する費用を賄う財源として、年間 0.1～1 億円の企業債の発行が必要になる見通しです。（収入が支出に不足する額は補填財源で対応。）

なお、企業債の発行にあたっては、【施策 7】に示すとおり元金均等返済を採用し、支払利息総額の削減に努めます。

また、施設の整備や老朽化対策の推進に当たっては、国や県の交付金制度を最大限活用して財源の確保に努めます。

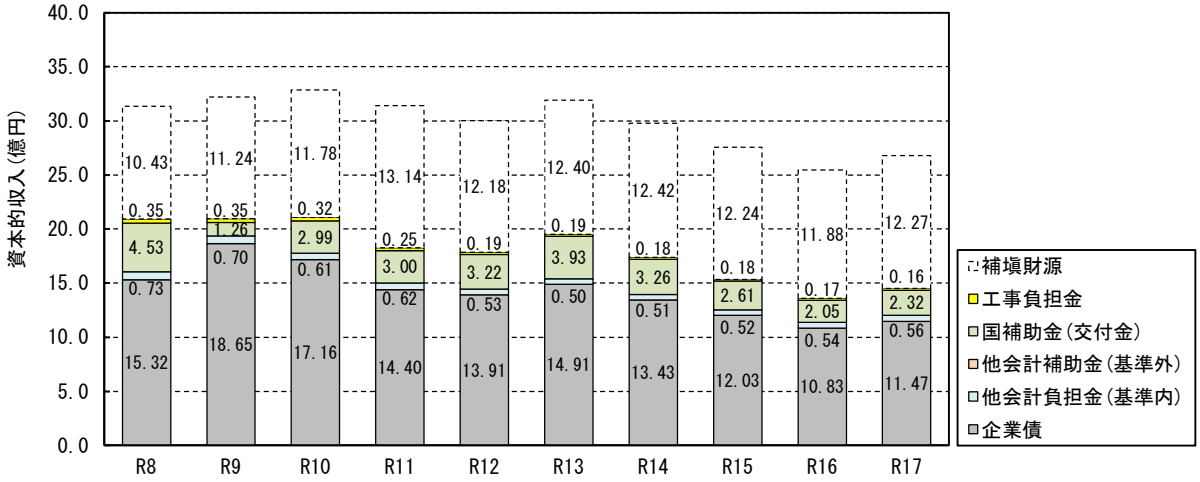

図 29　資本的収入（公共下水道事業）

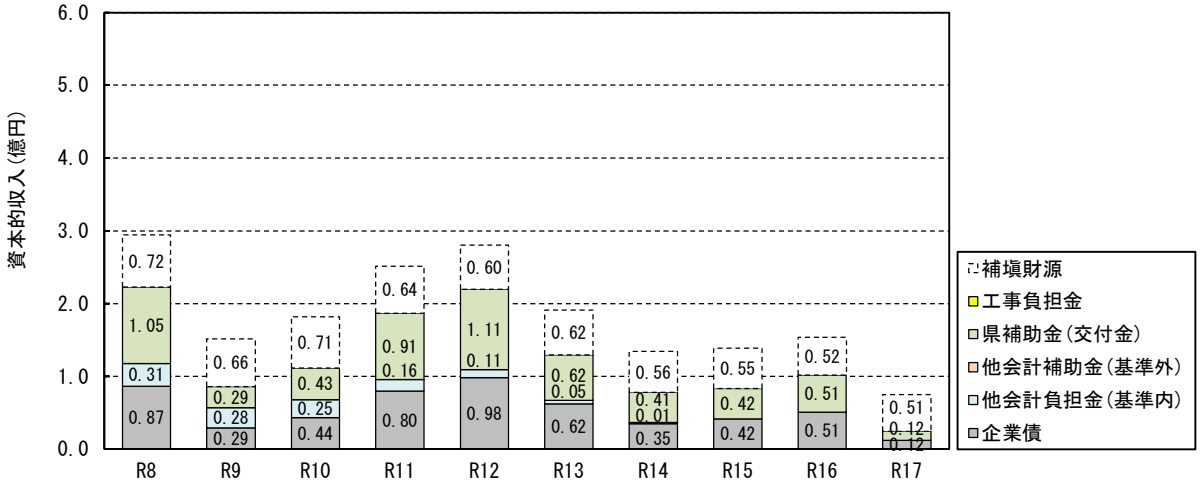

図 30　資本的収入（農業集落排水事業）

(4)資本的支出

農業集落排水事業においては、施設の拡張期に発行した起債の償還が順次完了するため、企業債償還金は減少する見込みです。

一方、公共下水道事業においては、汚水施設未普及地域の解消を目的とした管路整備や、施設の老朽化対策等の実施により、令和 14 年度以降の企業債償還金は増加傾向に転じることが見込まれます。今後は長期的な企業債償還金の増加が想定されるため、資金残高の動向に注視し安定した事業運営に努めます。

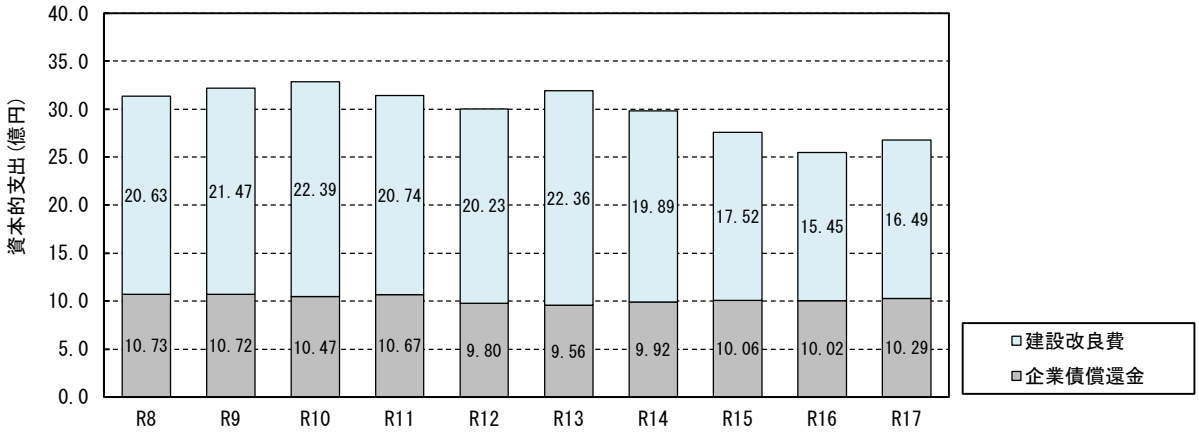

図 31　資本的支出(公共下水道事業)

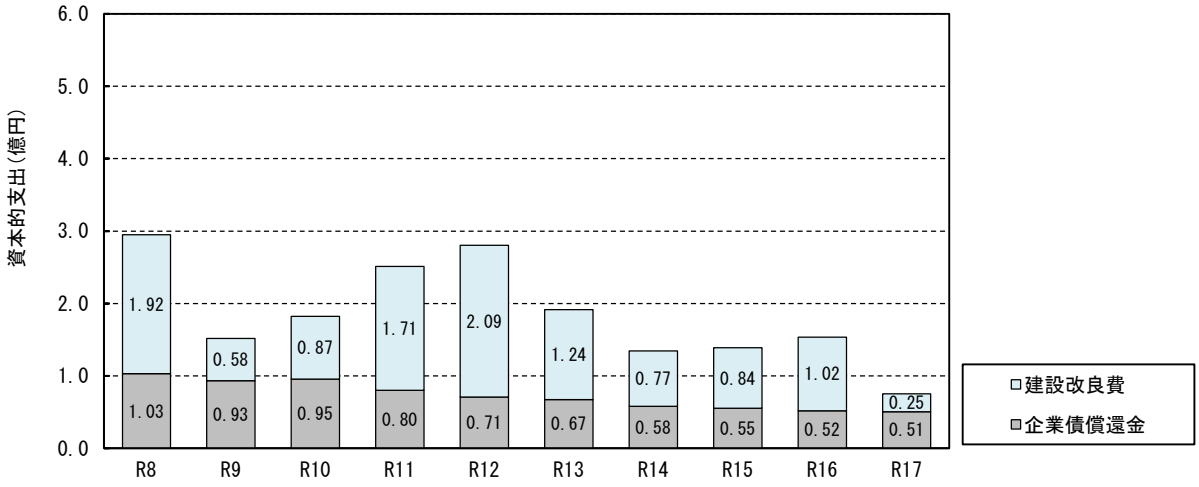

図 32　資本的支出(農業集落排水事業)

(5)経費回収率

公共下水道事業は計画期間内(令和 8～17 年度)において、経費回収率は 100%を達成維持できる見込みです。

一方、農業集落排水事業は経費回収率の低下が見込まれることから、適正な使用料水準の設定に向けた検討を進めるとともに、運営コストの削減に取り組みます。

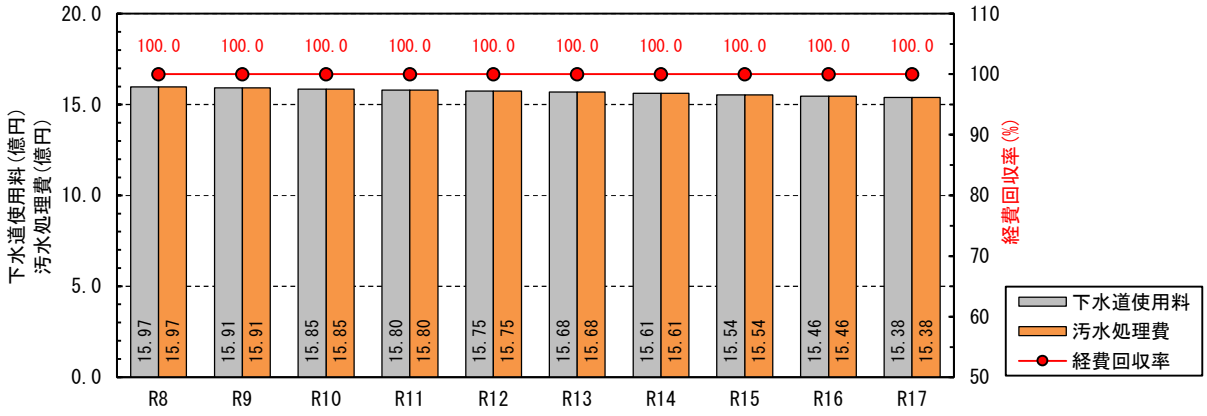

図 33　経費回収率の見通し(公共下水道事業)

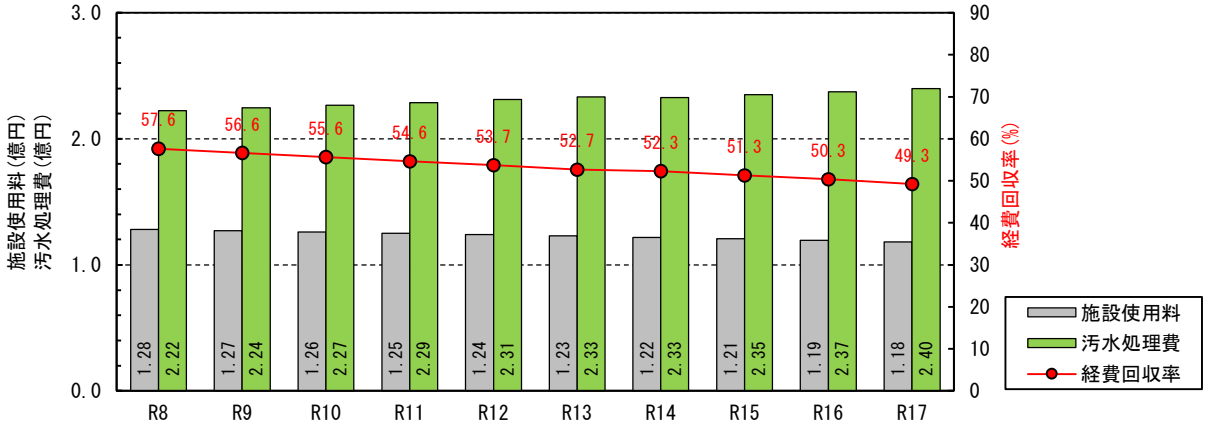

図 34　経費回収率の見通し(農業集落排水事業)

第7章　経営戦略の進捗確認と改定の方針

本経営戦略は令和 17 年度までの 10 年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。

今後は、「Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)」のサイクルを活用して、下水道経営の評価(モニタリング)を継続的に実施するとともに 5 年に 1 回の頻度で経営戦略を改定します。

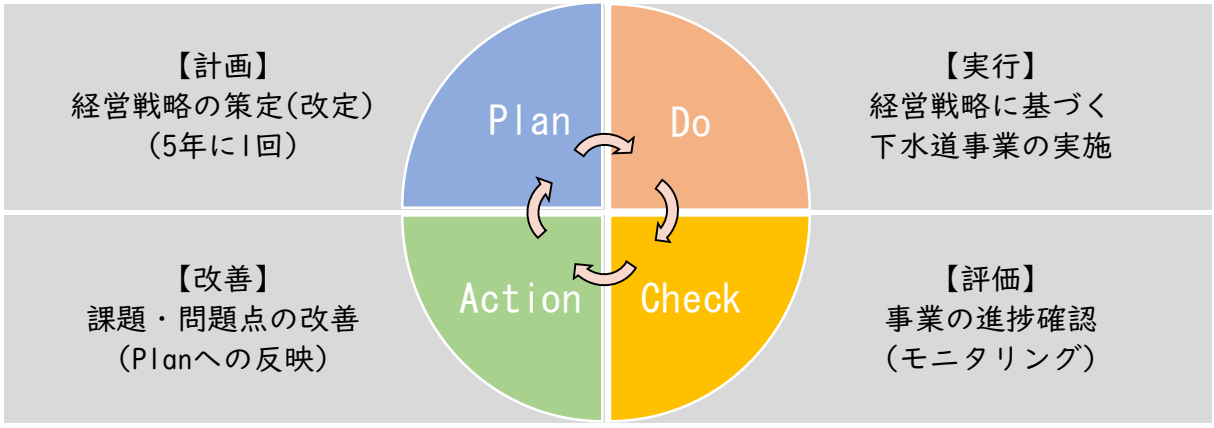

【別紙 1】経費回収率の向上に向けたロードマップ(公共下水道事業)

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和 7 年 4 月 1 日 国水下事第 65 号)に基づき、公共下水道事業における「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を表 15 に示します。

公共下水道事業の経費回収率は、計画期間内において 100%を達成可能な見通しです(図 33 参照)。しかし、今後、施設の老朽化に伴う更新需要の増加や、人口減少に伴う使用料収入の減収など、経営環境の悪化が想定されます。

このため、経営状態を継続的にモニタリングするとともに、次期経営戦略の改定時に下水道使用料の改定の必要性を再検証します。

表 15　経費回収率の向上に向けたロードマップ

区分	取組内容	R6 (実績)	R7 (実績)	経営戦略計画期間 R8	R9	R10	R11	R12 (中間)	R13	R14	R15	R16	R17 (最終)
業績目標	公共下水道事業の 経費回収率(%)	100.2						100.0					100.0
収入増加のための取組	経営戦略改定(5年1回) (使用料改定の必要性検証)		改定 作業					改定 作業					改定 作業
支出削減のための取組	官民連携事業の導入拡大		可能性 調査	可能性 調査	公募 準備	事業者 選定 /導入							
	起債償還方法の見直し	元利 均等	元利均等返済から元金均等返済に変更し、支払利息を圧縮										
	計画的な改築事業の実施	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施 (ライフサイクルコストの低減、投資の平準化)											

【別紙 2】原価計算表

表 16　原価計算表(公共下水道事業)(単位:千円)

区分	項目	(実績) 令和6年度	(投資・財政計画)[5箇年の平均] 令和8～12年度	令和13～17年度
維持管理費	管渠費	104,088	130,655	152,602
	ポンプ場費	153,128	136,579	136,743
	処理場費	91,427	97,093	100,126
	業務費	73,412	81,215	85,355
	総係費	40,839	55,073	57,880
	流域下水道維持管理負担金	716,581	723,834	713,705
	その他	21,299	18,564	18,542
	小計　A	1,200,774	1,243,013	1,264,953
	公費負担等　B	263,360	276,682	275,224
	使用料対象経費　A-B	937,414	966,331	989,729
資本費	減価償却費	1,879,302	1,956,887	1,977,681
	長期前受金戻入	▲ 925,717	▲ 927,720	▲ 875,267
	資産減耗費	55	41,830	42,825
	支払利息	179,372	277,206	388,897
	小計　C	1,133,012	1,348,203	1,534,136
	公費負担等　D	480,013	728,658	970,411
	使用料対象経費　C-D	652,999	619,545	563,725
使用料対象経費　合計		1,590,413	1,585,876	1,553,454
下水道使用料(千円/年)		1,593,457	1,585,878	1,553,454
有収水量(千m3/年)		10,602.7	10,572.5	10,356.4
使用料単価(円/m3)	使用料収入÷有収水量	150.29	150.00	150.00
汚水処理原価(円/m3)	使用料対象経費÷有収水量	150.00	150.00	150.00
経費回収率(%)	使用料単価÷汚水処理原価	100.2	100.0	100.0

表 17　原価計算表(農業集落排水事業)(単位:千円)

区分	項目	(実績) 令和6年度	(投資・財政計画)[5箇年の平均] 令和8～12年度	令和13～17年度
維持管理費	管渠費	8,198	10,474	10,866
	ポンプ場費	0	0	0
	処理場費	187,388	216,711	223,556
	業務費	10,161	11,974	12,585
	総係費	3,758	5,485	5,765
	流域下水道維持管理負担金	0	0	0
	その他	11,365	14,281	15,759
	小計　A	220,870	258,925	268,531
	公費負担等　B	22,661	32,275	32,926
	使用料対象経費　A-B	198,209	226,650	235,605
資本費	減価償却費	263,976	209,362	223,309
	長期前受金戻入	▲ 213,687	▲ 157,833	▲ 160,426
	資産減耗費	2,336	5,439	2,792
	支払利息	14,790	12,080	13,249
	小計　C	67,415	69,048	78,924
	公費負担等　D	65,080	69,048	78,924
	使用料対象経費　C-D	2,335	0	0
使用料対象経費　合計		200,544	226,650	235,605
使用料収入(千円/年)		129,000	126,051	120,515
有収水量(千m3/年)		743.3	728.6	696.6
使用料単価(円/m3)	使用料収入÷有収水量	173.55	173.00	173.00
汚水処理原価(円/m3)	使用料対象経費÷有収水量	269.80	311.08	338.22
経費回収率(%)	使用料単価÷汚水処理原価	64.3	55.6	51.2

【別紙 3】投資・財政計画　（公共下水道事業）

収益的収支（公共下水道事業）

区分		年度	令和6年度（決算）	令和7年度（予算）	令和8年度	令和9年度
収益的収支（税抜）	収益的収入	1. 営業収益	2,061,749	2,144,786	2,112,217	2,116,609
		(1) 下水道使用料	1,593,457	1,571,603	1,597,425	1,590,945
		(2) 他会計負担金	465,896	570,276	511,885	522,757
		(3) その他	2,396	2,907	2,907	2,907
		2. 営業外収益	1,598,140	1,671,897	1,625,485	1,562,706
		(1) 他会計負担金	651,693	671,034	657,325	614,806
		(2) 他会計補助金	0	0	0	0
		(3) その他補助金	20,193	69,265	25,085	6,410
		(4) 長期前受金戻入	925,717	931,396	942,873	941,288
		(5) その他	537	202	202	202
		収入計(A)	3,659,889	3,816,683	3,737,702	3,679,315
	収益的支出	1. 営業費用	3,058,832	3,300,041	3,198,452	3,208,810
		(1) 職員給与費	117,859	134,135	136,687	138,049
		・基本給	63,013	65,752	67,001	67,671
		・手当	35,279	44,055	44,897	45,340
		・法定福利費	19,567	24,328	24,789	25,038
		(2) 経費	1,061,616	1,260,375	1,094,672	1,081,952
		・動力費	0	0	0	0
		・修繕費	16,345	68,674	37,835	38,214
		・材料費	143	252	257	259
		・委託料	313,800	374,670	306,555	295,240
		・流域下水道維持管理負担金	716,581	794,545	727,369	725,353
		・その他	14,747	22,234	22,656	22,886
		(3) 減価償却費	1,879,302	1,905,455	1,932,957	1,951,264
		(4) その他	55	76	34,136	37,545
		2. 営業外費用	200,671	247,254	236,806	262,352
		(1) 支払利息	179,372	229,443	216,801	244,045
		(2) その他	21,299	17,811	20,005	18,307
		支出計(B)	3,259,503	3,547,295	3,435,258	3,471,162
	経常損益(C)=(A)−(B)		400,386	269,388	302,444	208,153
特別利益(D)			5,902	5,917	5,551	5,132
特別損失(E)			0	91	0	0
特別損益(F)=(D)−(E)			5,902	5,826	5,551	5,132
当年度純利益（又は純損失）(C)+(F)			406,288	275,214	307,995	213,285
繰越利益剰余金又は累積欠損金			970,657	1,245,871	1,553,866	1,767,151
流動資産			1,142,765	1,471,444	1,899,794	2,213,637
	うち未収金		208,249	278,846	266,238	265,158
流動負債			1,355,489	1,325,450	1,325,026	1,299,363
	うち建設改良費分		1,117,120	1,072,858	1,072,434	1,046,771
	うち一時借入金		0	0	0	0
	うち未払金		173,624	236,249	236,249	236,249

（単位：千円）

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
2,124,943	2,130,848	2,131,724	2,128,979	2,134,099	2,136,437	2,135,241	2,129,857
1,585,380	1,580,325	1,575,315	1,568,355	1,561,140	1,553,700	1,545,900	1,538,175
536,656	547,616	553,502	557,717	570,052	579,830	586,434	588,775
2,907	2,907	2,907	2,907	2,907	2,907	2,907	2,907
1,497,320	1,510,651	1,495,109	1,493,599	1,507,236	1,519,742	1,585,443	1,620,238
558,964	588,560	585,827	595,809	614,375	643,180	704,673	745,953
0	0	0	0	0	0	0	0
6,134	6,040	2,509	2,392	2,817	2,568	17,482	19,666
932,020	915,849	906,571	895,196	889,842	873,792	863,086	854,417
202	202	202	202	202	202	202	202
3,622,263	3,641,499	3,626,833	3,622,578	3,641,335	3,656,179	3,720,684	3,750,095
3,232,937	3,237,451	3,238,184	3,232,223	3,248,482	3,245,824	3,295,016	3,313,041
139,434	140,826	142,237	143,659	145,093	146,541	148,006	149,485
68,350	69,032	69,724	70,420	71,123	71,834	72,551	73,275
45,797	46,252	46,715	47,184	47,655	48,130	48,612	49,099
25,287	25,542	25,798	26,055	26,315	26,577	26,843	27,111
1,082,172	1,083,279	1,082,940	1,072,280	1,074,530	1,074,267	1,129,042	1,149,149
0	0	0	0	0	0	0	0
38,595	38,982	39,373	39,767	40,164	40,565	40,970	41,377
262	265	267	270	273	275	278	281
296,539	298,537	299,087	289,973	293,870	295,331	351,972	373,918
723,664	722,150	720,636	718,457	716,174	713,807	711,290	708,797
23,112	23,345	23,577	23,813	24,049	24,289	24,532	24,776
1,966,249	1,968,264	1,965,702	1,956,143	1,978,973	1,985,002	1,987,932	1,980,357
45,082	45,082	47,305	60,141	49,886	40,014	30,036	34,050
299,121	329,692	350,882	371,261	392,853	410,355	425,668	437,054
280,839	311,418	332,929	353,319	374,872	392,397	406,354	417,541
18,282	18,274	17,953	17,942	17,981	17,958	19,314	19,513
3,532,058	3,567,143	3,589,066	3,603,484	3,641,335	3,656,179	3,720,684	3,750,095
90,205	74,356	37,767	19,094	0	0	0	0
4,383	4,297	4,148	4,169	3,815	2,847	2,244	2,070
0	0	0	0	0	0	0	0
4,383	4,297	4,148	4,169	3,815	2,847	2,244	2,070
94,588	78,653	41,915	23,263	3,815	2,847	2,244	2,070
1,861,739	1,940,392	1,982,307	2,005,570	2,009,385	2,012,232	2,014,476	2,016,546
2,379,320	2,396,416	2,475,825	2,541,822	2,587,885	2,647,778	2,732,993	2,790,668
264,230	263,388	262,553	261,393	260,190	258,950	257,650	256,363
1,319,867	1,232,167	1,208,706	1,244,331	1,258,141	1,254,925	1,282,030	1,298,519
1,067,275	979,575	956,114	991,739	1,005,549	1,002,333	1,029,438	1,045,927
0	0	0	0	0	0	0	0
236,249	236,249	236,249	236,249	236,249	236,249	236,249	236,249

資本的収支(公共下水道事業)

区分		年度	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	令和8年度	令和9年度
資本的収支(税込)	資本的収入	1. 企業債	1,166,800	1,876,700	1,531,700	1,864,700
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	0	0	0	0
		3. 他会計負担金	54,645	62,501	72,988	70,184
		4. 他会計補助金	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	533,472	625,359	452,625	125,800
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0
		8. 工事負担金	56,862	102,809	35,427	35,450
		9. その他	0	0	0	0
		収入計(G)	1,811,779	2,667,369	2,092,740	2,096,134
		(G)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(H)	0	0	0	0
		純計(I)=(G)-(H)	1,811,779	2,667,369	2,092,740	2,096,134
	資本的支出	1. 建設改良費	1,818,094	2,634,507	2,050,565	2,147,399
		うち職員給与費	38,851	44,909	45,762	46,220
		2. 企業債償還金	1,147,756	1,124,519	1,072,858	1,072,434
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0
		5. その他	29,301	13,501	12,051	0
		支出計(J)	2,995,151	3,772,527	3,135,474	3,219,833
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(K)=(I)-(J)			1,183,372	1,105,158	1,042,734	1,123,699
補填財源		1. 損益勘定留保資金	939,230	934,893	903,865	946,963
		2. 利益剰余金処分額	150,000	0	0	0
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0
		4. 消費税資本的収支調整額	94,142	170,265	138,869	176,736
		補填財源計(L)	1,183,372	1,105,158	1,042,734	1,123,699
補填財源不足額(K)-(L)			0	0	0	0
他会計借入金残高			0	0	0	0
企業債残高			13,661,968	14,414,149	14,872,991	15,665,257

他会計繰入金(公共下水道事業)

区分	年度	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	令和8年度	令和9年度
収益的収支分		1,117,589	1,241,310	1,169,210	1,137,563
	うち基準内繰入金	1,117,589	1,241,310	1,169,210	1,137,563
	うち基準外繰入金	0	0	0	0
資本的収支分		54,645	62,501	72,988	70,184
	うち基準内繰入金	54,645	62,501	72,988	70,184
	うち基準外繰入金	0	0	0	0
合計		1,172,234	1,303,811	1,242,198	1,207,747

（単位：千円）

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1,716,000	1,440,100	1,390,600	1,490,900	1,343,000	1,202,900	1,083,300	1,147,100
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
61,240	61,913	52,992	49,607	50,794	52,397	54,127	55,843
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
298,600	299,800	322,300	392,700	326,400	261,200	205,000	231,600
0	0	0	0	0	0	0	0
32,246	25,154	19,293	18,770	18,074	17,536	16,957	16,300
0	0	0	0	0	0	0	0
2,108,086	1,826,967	1,785,185	1,951,977	1,738,268	1,534,033	1,359,384	1,450,843
0	0	0	0	0	0	0	0
2,108,086	1,826,967	1,785,185	1,951,977	1,738,268	1,534,033	1,359,384	1,450,843
2,239,093	2,073,739	2,023,372	2,235,916	1,988,500	1,752,272	1,544,773	1,648,574
46,683	47,150	47,622	48,098	48,578	49,063	49,553	50,047
1,046,771	1,067,275	979,575	956,114	991,739	1,005,549	1,002,333	1,029,438
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
3,285,864	3,141,014	3,002,947	3,192,030	2,980,239	2,757,821	2,547,106	2,678,012
1,177,778	1,314,047	1,217,762	1,240,053	1,241,971	1,223,788	1,187,722	1,227,169
1,008,216	1,159,054	1,068,942	1,078,354	1,096,769	1,094,178	1,071,911	1,104,385
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
169,562	154,993	148,820	161,699	145,202	129,610	115,811	122,784
1,177,778	1,314,047	1,217,762	1,240,053	1,241,971	1,223,788	1,187,722	1,227,169
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
16,334,486	16,707,311	17,118,336	17,653,122	18,004,383	18,201,734	18,282,701	18,400,363

（単位：千円）

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1,095,620	1,136,176	1,139,329	1,153,526	1,184,427	1,223,010	1,291,107	1,334,728
1,095,620	1,136,176	1,139,329	1,153,526	1,184,427	1,223,010	1,291,107	1,334,728
0	0	0	0	0	0	0	0
61,240	61,913	52,992	49,607	50,794	52,397	54,127	55,843
61,240	61,913	52,992	49,607	50,794	52,397	54,127	55,843
0	0	0	0	0	0	0	0
1,156,860	1,198,089	1,192,321	1,203,133	1,235,221	1,275,407	1,345,234	1,390,571

【別紙 4】投資・財政計画　（農業集落排水事業）

収益的収支（農業集落排水事業）

区分		年度	令和6年度（決算）	令和7年度（予算）	令和8年度	令和9年度
収益的収支（税抜）	収益的収入	1. 営業収益	133, 241	134, 250	133, 157	132, 171
		(1) 施設使用料	129, 000	129, 165	128, 072	127, 086
		(2) 他会計負担金	0	0	0	0
		(3) その他	4, 241	5, 085	5, 085	5, 085
		2. 営業外収益	433, 620	381, 346	364, 466	358, 932
		(1) 他会計負担金	103, 261	85, 829	96, 165	94, 207
		(2) 他会計補助金	116, 538	123, 906	109, 439	108, 380
		(3) その他補助金	0	0	0	0
		(4) 長期前受金戻入	213, 687	171, 595	158, 846	156, 329
		(5) その他	134	16	16	16
		収入計(A)	566, 861	515, 596	497, 623	491, 103
	収益的支出	1. 営業費用	475, 817	450, 853	456, 031	453, 512
		(1) 職員給与費	29, 007	31, 261	31, 855	32, 172
		・基本給	16, 259	13, 746	14, 007	14, 148
		・手当	7, 998	11, 233	11, 447	11, 558
		・法定福利費	4, 750	6, 282	6, 401	6, 466
		(2) 経費	180, 498	204, 911	208, 744	210, 443
		・動力費	47, 803	49, 485	50, 366	50, 481
		・修繕費	7, 253	10, 661	10, 864	10, 972
		・材料費	5, 921	576	587	593
		・委託料	113, 072	136, 226	138, 814	140, 203
		・流域下水道維持管理負担金	0	0	0	0
		・その他	6, 449	7, 963	8, 113	8, 194
		(3) 減価償却費	263, 976	212, 809	207, 023	209, 409
		(4) その他	2, 336	1, 872	8, 409	1, 488
		2. 営業外費用	26, 155	25, 493	26, 378	26, 589
		(1) 支払利息	14, 790	13, 848	12, 751	12, 638
		(2) その他	11, 365	11, 645	13, 627	13, 951
		支出計(B)	501, 972	476, 346	482, 409	480, 101
	経常損益(C)=(A)−(B)		64, 889	39, 250	15, 214	11, 002
特別利益(D)			0	0	0	0
特別損失(E)			0	91	0	0
特別損益(F)=(D)−(E)			0	−91	0	0
当年度純利益（又は純損失）(C)+(F)			64, 889	39, 159	15, 214	11, 002
繰越利益剰余金又は累積欠損金			173, 290	212, 449	227, 663	238, 665
流動資産			136, 043	162, 536	170, 409	173, 080
	うち未収金		19, 268	18, 890	21, 345	21, 181
流動負債			117, 043	133, 164	123, 405	125, 367
	うち建設改良費分		100, 960	102, 952	93, 193	95, 155
	うち一時借入金		0	0	0	0
	うち未払金		14, 436	27, 758	27, 758	27, 758

（単位：千円）

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
131,133	130,112	129,109	127,932	126,773	125,597	124,438	123,261
126,048	125,027	124,024	122,847	121,688	120,512	119,353	118,176
0	0	0	0	0	0	0	0
5,085	5,085	5,085	5,085	5,085	5,085	5,085	5,085
365,578	364,371	369,286	375,428	377,729	382,468	387,521	388,433
93,744	96,049	100,950	102,381	103,530	104,787	112,048	110,996
116,500	110,940	107,016	110,561	111,084	114,429	117,803	121,748
0	0	0	0	0	0	0	0
155,318	157,366	161,304	162,470	163,099	163,236	157,654	155,673
16	16	16	16	16	16	16	16
496,711	494,483	498,395	503,360	504,502	508,065	511,959	511,694
454,665	461,333	471,687	474,999	475,683	479,292	482,725	481,666
32,496	32,819	33,147	33,481	33,816	34,156	34,495	34,834
14,289	14,432	14,576	14,722	14,869	15,018	15,167	15,318
11,677	11,792	11,910	12,030	12,151	12,274	12,397	12,516
6,530	6,595	6,661	6,729	6,796	6,864	6,931	7,000
212,134	213,839	215,572	217,237	216,291	217,954	219,636	221,960
50,569	50,658	50,757	50,779	50,801	50,813	50,825	50,827
11,082	11,192	11,305	11,418	11,532	11,647	11,763	11,881
599	605	611	617	623	629	636	642
141,607	143,025	144,455	145,898	144,722	146,166	147,625	149,093
0	0	0	0	0	0	0	0
8,277	8,359	8,444	8,525	8,613	8,699	8,787	9,517
207,308	208,597	214,475	220,540	222,681	224,267	224,186	224,872
2,727	6,078	8,493	3,741	2,895	2,915	4,408	0
26,124	26,010	26,708	28,185	28,819	28,773	29,234	30,028
11,844	11,401	11,768	12,902	13,457	13,067	13,185	13,634
14,280	14,609	14,940	15,283	15,362	15,706	16,049	16,394
480,789	487,343	498,395	503,184	504,502	508,065	511,959	511,694
15,922	7,140	0	176	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
15,922	7,140	0	176	0	0	0	0
254,587	261,727	261,727	261,903	261,903	261,903	261,903	261,903
177,043	184,308	194,749	200,394	209,674	222,270	246,013	265,810
21,008	20,838	20,671	20,475	20,281	20,085	19,892	19,696
110,430	101,185	97,373	87,972	85,349	81,974	80,723	79,032
80,218	70,973	67,161	57,760	55,137	51,762	50,511	48,820
0	0	0	0	0	0	0	0
27,758	27,758	27,758	27,758	27,758	27,758	27,758	27,758

資本的収支(農業集落排水事業)

区分		年度	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	令和8年度	令和9年度
資本的収支(税込)	資本的収入	1.企業債	20,500	77,700	86,600	29,300
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
		2.他会計出資金	0	0	0	0
		3.他会計負担金	30,594	31,037	31,152	27,703
		4.他会計補助金	0	0	0	0
		5.他会計借入金	0	0	0	0
		6.国(都道府県)補助金	34,000	64,460	105,000	29,100
		7.固定資産売却代金	0	0	0	0
		8.工事負担金	7,725	7,200	0	0
		9.その他	0	0	0	0
		収入計(G)	92,819	180,397	222,752	86,103
		(G)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(H)	0	0	0	0
		純計(I)=(G)-(H)	92,819	180,397	222,752	86,103
	資本的支出	1.建設改良費	100,029	157,084	191,600	58,480
		うち職員給与費	0	0	0	0
		2.企業債償還金	106,574	100,960	102,952	93,193
		3.他会計長期借入返還金	0	0	0	0
		4.他会計への支出金	0	0	0	0
		5.その他	0	0	0	0
		支出計(J)	206,603	258,044	294,552	151,673
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(K)=(I)-(J)			113,784	77,647	71,800	65,570
補填財源		1.損益勘定留保資金	9,955	69,881	63,927	62,899
		2.利益剰余金処分額	100,000	0	0	0
		3.繰越工事資金	0	0	0	0
		4.消費税資本的収支調整額	3,829	7,766	7,873	2,671
		補填財源計(L)	113,784	77,647	71,800	65,570
補填財源不足額(K)-(L)			0	0	0	0
他会計借入金残高			0	0	0	0
企業債残高			754,952	731,692	715,340	651,447

他会計繰入金(農業集落排水事業)

区分	年度	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	令和8年度	令和9年度
収益的収支分		219,799	209,735	205,604	202,587
	うち基準内繰入金	103,261	85,829	96,165	94,207
	うち基準外繰入金	116,538	123,906	109,439	108,380
資本的収支分		30,594	31,037	31,152	27,703
	うち基準内繰入金	30,594	31,037	31,152	27,703
	うち基準外繰入金	0	0	0	0
合計		250,393	240,772	236,756	230,290

（単位：千円）

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
43,500	79,800	98,400	62,000	35,100	41,900	51,000	12,200
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
24,608	15,883	10,845	5,270	1,460	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
43,300	91,300	110,800	62,000	41,400	41,700	50,800	12,300
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
111,408	186,983	220,045	129,270	77,960	83,600	101,800	24,500
0	0	0	0	0	0	0	0
111,408	186,983	220,045	129,270	77,960	83,600	101,800	24,500
86,892	171,214	209,245	124,096	76,597	83,624	101,879	24,500
0	0	0	0	0	0	0	0
95,155	80,218	70,973	67,161	57,760	55,137	51,762	50,511
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
182,047	251,432	280,218	191,257	134,357	138,761	153,641	75,011
70,639	64,449	60,173	61,987	56,397	55,161	51,841	50,511
58,920	57,184	51,223	56,342	53,197	51,350	47,197	49,402
7,756	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
3,963	7,265	8,950	5,645	3,200	3,811	4,644	1,109
70,639	64,449	60,173	61,987	56,397	55,161	51,841	50,511
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
599,792	599,374	626,801	621,640	598,980	585,743	584,981	546,670

（単位：千円）

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
210,244	206,989	207,966	212,942	214,614	219,216	229,851	232,744
93,744	96,049	100,950	102,381	103,530	104,787	112,048	110,996
116,500	110,940	107,016	110,561	111,084	114,429	117,803	121,748
24,608	15,883	10,845	5,270	1,460	0	0	0
24,608	15,883	10,845	5,270	1,460	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
234,852	222,872	218,811	218,212	216,074	219,216	229,851	232,744